

近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度

— 原子力責任班 報告書 別冊 —

1993年12月

日本エネルギー法研究所

序

本報告書は、近隣諸国・地域（中国，韓国，台湾）の原子力損害賠償制度についてまとめたもので、『諸外国の原子力損害賠償制度』（原子力責任班報告書 JELI-R-58 1993年4月 日本エネルギー法研究所）の別冊として発行するものである。

近年、アジア地域において原子力発電の開発が進んでいる。なかでも、日本に近い位置関係にある中国，韓国，台湾の各国・地域はかなり力を入れている。それにともない各国・地域での原子力損害賠償制度に関する研究も盛んである。本報告書は、そうした各国・地域の原子力法研究者の論文により構成されている。各論文の執筆者は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------|---|
| 第一章 中国核損害賠償制度の立法研究について | 李 自衛（中国華能集团公司） |
| 第二章 中国の原子力法案及び原子力発電の事情について | 紀 廷許（中国総合開発研究院研究員） |
| 第三章 韓国の原子力損害賠償制度 | 徐 元宇（ソウル大学法科大学長）
咸 哲勲（韓国原子力研究所前任技術員） |
| 第四章 台湾の原子力損害賠償制度 | 朱 伯松（台湾大学法律学系副教授） |

論文を提供していただいた各研究者にこの場を借りてお礼申しあげたい。今後のこの分野の研究に際し、本報告書が多少なりとも資するところがあれば幸いである。

原子力責任班主査 谷 川 久
日本エネルギー法研究所理事
(成 蹊 大 学 法 学 部 教 授)

目 次

第一章 中国核損害賠償制度の立法研究について	1
I 法律体系中の核損害賠償制度の地位	1
II 一般的民事責任原則と核損害責任原則との区別	2
III 中国核損害賠償制度の設立に関する指導方針	3
IV 核損害賠償法草案の主な内容	4
1. 当該草案が規定した適用範囲	5
2. 核損害賠償責任者	5
3. 核損害賠償責任の範囲及び最高金額	7
4. 核損害賠償の司法管轄及び訴訟	8
V 中国核損害賠償の基本原則	8
1. 無過失責任原則	8
2. 唯一責任原則	10
3. 強制的財政保証原則	11
4. 最高限度額原則	12
5. 単一裁判所管轄原則	13
VI 核損害賠償制度の完備及び実施に関するいくつかの考え方	13
1. 核損害の民事責任制度と核安全監督管理制度との関係	14
2. 核事故応急管理制度の核損害民事責任制度の実施に対する 重要な役割	14
3. 継続的な環境観測	15
4. 国際条約及び二国間協定	15
第二章 中国の原子力法案及び原子力発電の事情について	19
I 中国における原子力開発の沿革	19
II 中国原子力法草案の審議状況及び概略	20
III 核損害の賠償責任及び関連条例について	23

IV 「中華人民共和国原子力法（草案）」（日本語訳）	25
第三章 韓国の原子力損害賠償制度	41
I 序 論	41
1. 原子力損害賠償制度の意義	41
2. 原子力損害賠償関係法令	41
II 原子力損害賠償制度の基本構造	42
1. 原子力損害賠償制度の特徴	42
2. 原子力損害	43
3. 賠償責任者	43
4. 無過失責任及び免責事由	44
5. 無限責任主義	45
6. 責任の集中及び求償権の制限	46
7. 国家の援助	48
III 損害賠償措置	49
1. 賠償措置の必要性和強制	49
2. 損害賠償措置の内容	50
3. 損害賠償措置の原因行為（原子炉の運転等）	52
4. 損害賠償措置金額	53
IV 原子力損害賠償審議会制度	56
1. 設置目的	56
2. 審議会の構成及び機能	56
3. 放射線被害主張の事例	58
V 原子力損害賠償法と他法との関係	60
1. 国家賠償法との関係	60
2. 原子力法との関係	61
IV 立法論	63
1. 原子力事業者の無限責任制度	63

2. 損害賠償措置額の引上げ	63
3. その他	64
第四章 台湾の原子力損害賠償制度	69
I はじめに—核損害賠償法の成立	69
II 核損害賠償法の構成	70
1. 責任主体	70
2. 無過失責任主義及び核施設事業者の求償権	73
3. 損害賠償の請求	78
III 結びにかえて——本法の改正	83

第一章 中国核損害賠償制度の立法研究について

核損害賠償制度は原子力エネルギー法システムの中の一つの重要な構成部分である。公衆利益を保護するため、また中国原子力エネルギー事業の健全な発展を促進するために、中国は原子力エネルギー法の中に核損害賠償規定を設ける以外、法律整備の角度から見ても、実務の必要性の角度から見ても、専門的法律を制定し、専門的核損害賠償制度を建立する必要がある。これによって核事故が発生するとき、被害者は即時

第一章 中国核損害賠償制度の

立法研究について

中国では、関わる法律専門家、原子力専門家、九八〇年が核損害賠償制度に対する研究を開始し始めた。この研究活動は、関係機関、関係専門家、関係機関に關わる専門家から関心・注意及び良い評価を得た。一九八七年『中華人民共和國核損害賠償条例』は國務院の立法企圖に取り入れられた。關係機關は各方面の専門家を集めて、法律草案起草グループを作った。且つ起草活動を展開している。しかし、近年中国行政機關の變化が大きいため、原子力エネルギー法及び核損害賠償条例の制定進行過程にある程度

李 自衛 (中国華能集团公司)

以下中国核損害賠償制度に關する研究及び立法現狀を簡単に紹介する。

1. 法律体系中の核損害賠償制度の地位

民法の角度から言えば、核損害賠償とその他の民事損害賠償と同様で、すなわち他人の合法的權利と利益に損害をもたらすとき、法律責任を負う。他人に核損害をもたらす行為は一種の不法行為である。核損害を生じた單位は被害者に対する民事責任を負う。つまり相當な賠償を行う義務がある。核損害賠償制度は民事責任制度に基づきべきである。

經濟法の角度から言えば、核損害賠償制度は中國で設けた核安全監督官制制度、核事故応急処理管理制度、核物質管理規制制度などと協力しあい、それにより効果を発揮し、これらの制度は相互補充し、互いに前提をし、原子力エネルギー事業の健全な発展を促進する。換言すれば、核損害賠償制度は、經濟法の一つの重要な構成部分である。

行政法の角度から言えば、重大な核事故が生じたとき、國家行政機關は応急措置

を採って、核損害を軽減、緩和させ、被害者に救済、補償を行わなければならない、これは国家行政機関が負うべき責任でもあると見られる。これらの国家機関の行政活動の展開は行政法に基づかなければならない。

国際法の角度から言えば、重大な核事故はほかの国に損害をもたらさう。核損害危険は国際的である。国際私法領域で一九六〇年代にすでに核損害賠償制度に関する国際条約が出てきたが国際公法範囲で、さしあたり、国際条約を制定して、各国が国境超えの核損害に負うべきに関する国際責任を明確にするという検討は、論議の予定表に載せられた。

それ以外に、核損害賠償と環境保護、衛生防備と保護等の方面の法律制度とも緊密な関係がある。

II 一般的民事責任原則と核損害責任原則との区別

核損害賠償制度は中国民事責任法律制度の土台の上に設立している。しかし核損害賠償責任は一般的民事損害賠償原則と異なる。

中国民法通則は民事損害賠償責任の一般原則が過失責任であると規定している。

『民法通則』第 106 条では「市民、法人は契約に違反し、またはその他の義務を履行しなかった場合、民事責任を負わなければならない。」「市民、法人が故意または過失によって国家、集団の財産を侵害するか、他人の財産および人格を侵害した場合は、民事責任を負わなければならない。」しかし、同条第三項では「故意または過失がなくとも、法が民事責任を負わなければならないと規定している場合は、民事責任を負わなければならない。」とも規定している。『民法通則』第 106 条の規定により、民事損害賠償は一般責任が過失責任を適用し、例外として無過失責任を適用する。すなわち無過失責任は法律で明確に規定している場合のみ適用しう。中国の原子力エネルギー法草案は『民法通則』第 106 条第 3 項の規定に基づいて無過失責任を取り入れた。

いわゆる過失責任は、当事者が民事義務を違反し、あるいは他人の民事権利を侵害する場合、もし当事者が過失あれば民事責任を負い、過失がなければ民事責任を負わないということを指す。過失は民事責任を構成する一般条件であり、契約違反及び不法行為による責任はともに過失を必要条件とする。過失は故意と過失に分け

れらる。故意とは、行為者が自己の行為の悪い結果を予見しつつその発生を希望し、もしくはその発生を放置することをいう；過失とは、行為者が自己の行為の悪い結果を予見すべき場合または予見できた場合において予見しなかったとき、あるいは予見してはいたがそのような結果が発生するはずがないと軽信したときに認められる。

中国民法通則 106条第3項では、過失責任の除外規定を設けているとしても、無過失責任原則は中国民事責任の一般的原則であると認めるのは絶対いけない。まったく逆に、『民法通則』の総体規定からもしくは立法の原意から見れば、中国民事法律責任は過失責任原則を取っている。

『民法通則』第106条第3項は法律の特別規定が設けられた場合、無過失責任を適用してもよいと規定している。例えば核損害責任及び高所、高圧など高度危険作業を行うことにより損害をもたらす場合、加害者は故意、過失がなくても民事責任を負わなければならない。

いわゆる“無過失責任”とは、行為者に過失がないけれども民事責任を負わなければならないことをいう。無過失責任は加害者が責任を負う程度によって二つ種類が分けられる。一つは意外事故等の原因で他人に損害を与え、且つ行為者の過失がなくても民事責任を負う。しかし、不可抗力による損害に対し、行為者は責任を負わない；もう一つは行為者は不可抗力によって引き起した損害にも責任を負わなければならない。中国核損害賠償責任は第一種無過失責任である。

Ⅲ 中国核損害賠償制度の設立に関する指導方針

今、多くの国は自国の核損害賠償制度を作り上げた。詳細な分析で、それらの国の基本原則、具体規定に大きな差異があると見える。これには多くの原因が考えられるが、各国の損害賠償制度が自国の国情と合せなければならないことが、最も重要な原因である。核損害賠償制度を作り上げるとき、核損害の自然的性質のみではなく、核損害賠償法律制度の社会的性質をも考えなければならない。第一、中国は社会主義国家であり、市民の健康、公共的財産及び市民個人の合法的財産を保護すべきである。核損害を受けた被害者に合理的賠償を行わなければならない；第二、中国の大部分の核施設は国営企業に属する、多くの軍用から民用に転じた核施設の

経営者は経営損益を自己の責任で負うことができない。また企業の財産権、債権ははっきりしていないなどの原因で、企業は独立で民事責任を負うのが難しいのである；第三、中国原子力発電事業は、始まったばかりで、その規模が大きい。資本金の不足などのため、現段階の中国核損害賠償制度とその他の原子力発電先進国の核損害賠償制度との区別をもたらした。しかし、核事故は広い地域に放射線汚染損害をもたらす。もっと進めば国境を超え、その他の国に損害を生じるおそれがある。チェルノブイリ事故のような核損害危険はそのことを全世界に教えた。したがって核損害賠償制度の設立を計画しているすべての国は、国際法と結びつくことを十分に考えなければならない。

中国では原子力エネルギー法及び核損害賠償条例を起草するとき、核損害賠償に関する国際条約の研究を終始非常に重視している。また他の国の関わる法律の参考、国際原子力機関（IAEA）との共同研究及び交流、その機関の専門家が提出した意見を参考にするあるいは受け入れることを十分配慮している。国際条約に定められた基本原則、たとえば絶対責任原則、有限責任原則、強制財政保証原則、単一裁判所管轄原則等は中国立法指針に受けとめられ、且つこれらの法律草案の制定中に具体的に表現された。

IV 核損害賠償法草案の主な内容

中国原子力に関する立法計画の中で、核損害賠償条例は原子力エネルギー法を中心とする法律体系中の一つの構成部分である。原子力エネルギー法はこの法律体系の基本法であり、中国原子力エネルギー事業を発展させる基本方針、原子力エネルギー事業の管理機関、原子力エネルギーに対する科学研究、核鉱物開採、核材料の管理及び規制、核施設管理及び監督、核廃棄物の処理及び最終処分、放射線防護；保護及び放射同位元素の管理、放射線物質輸送、核損害賠償責任、職業待遇及び労働保護、利学技術研究成果奨励、国際協力及び交流、法律責任などを規定する、多種多様な法律規定を含む、比較的全面的な基本法律である。これと整合するため、また多くの条例、規則及び技術基準などを設けなければならない。

原子力エネルギー法草案は、損害賠償責任に対し一章 9 ケ条の規定を設けている。その中に核事故防止、絶対責任原則（唯一責任原則）、無過失責任原則、第三者責

任，賠償範囲と免責条件，外国責任，国際責任，訴訟管轄等を含めている。この草案には中国核損害賠償責任が原則的に設けられている。しかしこれのみに基づいて具体的賠償を行うのは，非常に不十分である。したがって中国では原子力エネルギー法を制定しようと考えると同時に核損害賠償条例に対する研究が開始された。

さしあたり，当該草案はまだ研究，改訂の段階にとどまっている。既に述べた原因によってこの立法過程はある程度の影響を受けた。今この検討中の草案の主な内容を簡単に紹介する。

1. 当該草案が規定した適用範囲

まず，すべて中国国境内で発生した核事故による損害を本条例に基づいて被害者に賠償すると明確にした。第二，この条例は核動力工場（原子力発電所，原子力熱電所，原子力ガス・熱供給所），核動力工場以外のその他の核反応器（研究反応器，実験反応器，臨界装置等），核燃料生産・加工・貯蔵及び事後処理施設，放射性廃棄物処理・処分施設などの核施設にぴったり適応するために制定するのである。これは一方，上に述べた核施設及び関わる核材料の核事故による核損害に特殊性がある訳である。もう一方，これらの核施設に対する核安全管理制度がすでに設立した。それは核損害賠償制度の基礎を作り上げた。

中国国境内で発生した核事故が外国に損害をもたらす場合は，中国が締結あるいは参加している国際条約の規定に基づいて処理する。国際条約が規定していない場合，国際慣例を参照して処理しなければならない。

2. 核損害賠償責任者

まず，中国国境内のすべての核施設は国家許可された運営単位で経営，管理する。運営単位は核施設の安全作動，核材料の安全使用，作業員及び市民の健康安全に全面的な責任を負うとこの条例草案が明らかに規定している。『核損害賠償条例』（草案）に規定している運営者は，国家（政府）が発布した核施設安全許可証書を持つ，核施設を経営及び操作できる法人を指す。

(1) 核施設運営者はその核施設の事故発生により他人に核損害をもたらすとき，賠償責任を負わなければならない。

(2) 核施設の運営者は以下の規定に基づき，核材料を運搬するときに核事故が発

生し他人に核損害をもたらす場合、賠償責任を負わなければならない。

- ① ある核施設からほかの核施設に核材料を運搬するとき、受け取り者が実際の核材料を受け取った前に核事故が発生する場合、譲り渡し人は責任を負う。しかし双方が書面契約にそれと異なる約定がある場合を除く。
- ② ある核施設からほかの核施設に核材料を運搬するとき、受け取り人が実際に核材料を受け取った後、核事故が発生する場合、受け取り人は核損害賠償責任を負う。しかし、運営者双方が書面契約に別の約定がある場合を除く。
- (3) 核施設運営者が負う賠償責任と運営者の過失の有無とは関係ない。
- (4) 核損害をもたらす責任が数人の運営者と関わる場合、各運営者は相当な責任を負わなければならない；各運営者の負うべき責任割合を確定できない場合、これらの運営者は、同等な責任を負わなければならない。また核損害に対し連帯して賠償責任を負わなければならない。
- (5) 核損害が武力衝突、敵対行為、内乱あるいは暴動、また重大な自然災害によって生じる場合、運営者は責任を負わない。しかし運営者は核損害の拡大防止の必要な措置を採らなければならない。適当な措置を採らなかったため損害が更に拡大した場合、関わる運営者はその拡大部分に対し責任を負わなければならない。
- (6) 核損害賠償責任を負う運営者は、次に掲げる状況の一に該当する限り、求償権を有する。
 - ① 核損害は、被害者の故意的加害行為あるいは不作為行為によるもの；
 - ② 書面契約で運営者一方が契約相手に求償することができると規定するもの；
- (7) 核損害賠償責任を持つ核施設運営者は、核材料の運搬者に保険会社あるいはそのほかの財政保証人の担保証書を提供しなければならない。この証書は核施設運営者の名称、住所、保証金額、保証種類及び保証期限、保証される核材料内容及び運搬過程を明確に記入しなければならない。

もし核材料運搬者は本条例が規定する核損害賠償責任を負うに必要な保険あるいはそのほかの財政保証金を得ることができる場合、運搬者の要求と運営者の同意を経て、政府機関に申請する。政府機関の許可が降りたら、当該運搬者

は運営者となり、当該運搬者は核材料を運搬するとき核事故が起きた場合、それによる核損害を賠償する。

3. 核損害賠償責任の範囲及び最高金額

核損害の賠償金額は被害者が実際に受けた損害に相当しなければならない。しかしこの賠償金額は国家が規定した最高金額を超えないこととする。

本条例に基づき、核施設運営者が負う賠償責任は、核施設自身あるは核施設敷地において核施設に用いる財産の損害を含めない。

運営者は核損害の全部あるいは一部が被害者の重過失あるいは故意的作為あるいは不作為行為によって生じたことを証明すれば、賠償責任を全部あるいは一部免除することができる。

(1) 強制的財政保証

運営者は核損害賠償責任を完全に履行できる保険及びその他の財政保証を設立または維持しなければならない。

保険者あるいはそのほかの財政保証人はその保険あるいは財政保証を一時停止あるいは中止する場合、3ヶ月以前に国家原子力エネルギー主管機関に通告しなければならない。核材料を運搬するとき、保険者あるいはそのほかの財政保証人は、核材料の運搬に対する保険あるいは財政保証を一時停止あるいは中止してはならない。

(2) 核損害賠償責任の限度額

一つの核事故による核損害に対し、運営者が全体被害者に支払うべき賠償最高金額は人民幣1800万元とする。

核材料を運搬するとき発生した一つの核事故が二つ以上の運営者と関わる場合、これらの運営者が負うべき全部の賠償責任金額は人民幣1800万元を超えないこととする。

ある核施設の性質、容量、場所などの特殊性及び運搬中の核材料の種類、量と核動力工場との差異の大きさにかんがみ、国家原子力エネルギー主管機関は具体的状況に基づき、以上の限度額より低い金額を確定し、当該運営者の核損害賠償の最高金額を定めることができる。

一つの核損害の実際の損失総額が、運営者が負うべき最高賠償限度額を超える場合は、中国政府は必要な有限な財政補償を行う。その最高限度額は人民幣3億元とする。

4. 核損害賠償の司法管轄及び訴訟

(1) 中国国境内で発生した核事故は、それがもたらす損害が中国国境内であれ、中国国境外であれ、核損害に関わる訴訟をいずれも当該核事故発生地の管轄権がある人民法院が受理する。

(2) 核事故の被害者は核損害を与えたことを知るべきあるいは知ったときから、3年以内に人民法院で賠償請求の訴えを提起する権利がある。なおかつこの請求訴訟は核事故の発生の日から10年以内に提出しなければならない。

しかし、窃盗、遺失あるいは抛棄された核材料による核事故に関わる核損害は、それに対する訴訟時効は、窃盗、遺失あるいは抛棄する日から20年とする。

訴訟時効期間内で損害賠償請求を提起する被害者は、最終判決が出る前に、加重された損害に基づき、賠償の請求額を改めることができる。

(3) 各種の核損害に対する賠償原則は、人身損害に対する賠償を財産損害に対する賠償より優先する。

一つの核事故のもらたす損害は、運営者が負うべき最高責任額と政府の補償総額とを合わせた額を超える場合、人民法院は一定の比率で各被害者が得るべき財産に対する損害賠償金額を削減する。

V 中国核損害賠償の基本原則

以上紹介した中国核損害賠償法草案の内容から見れば、中国核損害賠償制度を設立するとき、関わる国際条約及び外国の法律を参考としたことがわかる。また中国は民事損害賠償責任を深く研究の上に、以下の核損害賠償制度の基本原則を確立した。

1. 無過失責任原則

中国《民法通則》は普通の大陸法国家の民法典と異なる。すなわち、民事責任を債権の構成部分に置かずに、総則部分に置いた。これによって、民事責任の民

法中の地位は高められて、市民、法人の民事権利保護に有利な変化となった。

中国の民事法律制度の中に二つの責任原則が併存している。すなわち、一般的不法行為に対し過失責任原則を、高度危険業務等のもたらす損害に対し無過失責任原則を適用する。しかし『民法通則』規定を全体的に見れば、民事損害賠償は過失責任原則を採っている。けれども中国の核損害賠償に関わる規定や、条例は、無過失責任原則を採用している。

無過失責任の特徴：

- (1) 行為者の過失を民事責任要件としない。すなわち、損害事実、違法行為、違法行為と損害事実との因果関係、あるいは契約違反行為さえあれば、民事責任が生ずる。
- (2) 責任免除状況の挙証責任は加害者が負う。過失責任原則においては、挙証責任を被害者が負う；無過失責任原則はこれとは全く逆である。責任免除される情況、たとえば、不可抗力、被害者の故意、過失等に対する挙証責任は、加害者が負わなければならない。
- (3) 無過失責任は通常有限責任を採る。多くの国の立法は、無過失責任を負うときの損害賠償最高限度額を規定している。

“無過失責任”は、加害者（契約履行しない者、不法行為責任者）が過失なくとも責任を負うとする。被害者の過失有無について、無過失責任の概念と関係ない。無過失責任を適用するのは、被害者の過失による損害を加害者にすべて負わせることではない。被害者の過失の割合によって加害者の責任を免除されるという区分標準に基づいて、無過失責任はまた以下の三つの類型がある。

- ① 被害者の故意行為によるものを除外する類型。もし損害が完全に被害者の故意行為により引き起されたとき、加害者は責任を負わない。『民法通則』第 123条では「高所、高圧、可燃、爆発、劇毒、放射性、高速度輸送手段など周囲の環境に対して高度の危険を持つ作業に従事し、他人に損害を与えた場合には、民事責任を負わなければならない。損害が被害者の故意によるものであることを証明できる場合には、民事責任を負わない。」と規定している。中国原子力エネルギー法草案もこのような規定を設けている。「核事故

によって国家、集団及び個人に損害をもたらす場合には、その賠償責任は責任者の故意あるいは過失があるかどうかを問わない。しかし損害が被害者の故意によるものであることを証明できる場合を除く。」

- ② 被害者の故意または重過失によるものを除外する類型。中国核損害賠償条例草案は「核施設の運営者は核損害が全部あるいは部分的に被害者の重大な過失あるいは故意的加害の作為あるいは不作為によるものであることを証明できる場合には、被害者に対する賠償責任を全部あるいは部分的に免除することができる。」と規定している。

- ③ 被害者の過失及び第三者の故意、過失によるものを除外する類型。

原子力エネルギー法草案と核損害賠償責任条例草案との差異は明らかである。この差異をもたらす原因は、恐らく両草案は異なる起草者の起草によって引き起されたことであろう。この法律と条例の正式に公布されるとき、おそらく統一されるであろう。

また、中国の核損害賠償制度は無過失責任原則を採っているとしても、不可抗力による場合、責任免除を排除しない。原子力エネルギー法草案は「戦争、敵対行為、重大な自然災害等の不可抗力に引き起された核事故による核損害に対し、運営者は賠償責任を免除する。しかし運営者は必要な措置を設けて損失の拡大を防止しなければならない。適当な措置を採らなかったことによって損害が拡大した場合、運営者はこの拡大部分の損害に対し、賠償責任を負わなければならない。」としている。

2. 唯一責任原則

核施設はハイテク施設に属する。核施設の建設また運行は設計、設備製造、建造、運営等多くの部門と関わる。また一つの核施設は更に多くの組立部品及びシステムで構成する。一旦核事故が発生したら、この責任は誰が負うべきか？責任者を確定するのは、技術上として非常に複雑である。したがって、国際条約及び世界上大部分国家の核損害賠償法律制度は、核施設運営者に唯一責任を負わせる原則を採っている。法律上に、核施設の運営者が核施設に発生した核事故、核施設内の核材料を搬出、搬入するときに発生した核事故による損害に対し唯一責任、

あるいは絶対責任を負うと規定されるのは、核事故損害賠償の特殊性があるのである。このような規定は国際慣例となっている。

中国では1986年大亜湾原子力発電所を建設するとき、『国务院第三者核責任処理問題に関する回答』の中に、このような規定を明確に定めた。「原子力発電所現場内で生じた核事故による損害、あるいは核施設の核材料をその他の人から接收する前及びその他の人の核材料を接收した後、中国国境内で生じた核事故による損害に対し、当該運営者は絶対責任を負わなければならない。その他の人はいかなる責任も負わない。」この規定は前述した国際慣例を参考にして定めたものである。

中国原子力エネルギー法草案、核損害賠償条例草案は、この原則に基づいて関わる規定を設けた。すなわち、核事故を引き起し、核損害をもたらした場合、規定された当該核施設の運営者に全面的責任を負わせると明確にした。

唯一責任原則は、核事故損害が生じた時、被害者から運営者一方だけに賠償要求提出をさせても、得るべき填補が獲得できる。これによって訴訟手続が簡略され被害者がより速く賠償を得られるともいう。被害者の利益をより保護することに有利である。

3. 強制的財政保証原則

法律上、運営者に無過失責任及び唯一責任を負うと規定するのみでは、被害者の実際損失を捕うことを保証できない。核施設の核事故が発生する場合、一般的に運営者は大きい損失を蒙って、資産が大きく減少される。破産にまで至る可能性もある。もし事前に核事故被害者の賠償に用いる備蓄保証金を設けなければ、絶対責任は空手形になって、実際の意義を失う可能性が高い。したがって、法律上に核施設の運営者が絶対責任を履行するため、財政保証を提供しなければならないと強制的に規定するのは、国家が運営者の核活動を行うことを評価する前提条件である。強制的財政保証は核施設における核事故の発生する危険に対する後備基金を提供するのである。

マルクスは「いかなる社会経済制度は経済後備力がなければならない。」と指摘した。自然災害、突然な事故などの危険に対応するために、後備基金を設置す

るのは、経済発展の客観的必要性である。中国は社会主義国家である。その後備基金は三つの種類がある：第一、自己保険後備基金；第二、保険後備基金；第三、国家財政後備基金。言い換えれば、財政保証の方法は、保険、企業自己保険、国家保証の三つの形式がありうる。とりわけ保険は財政保証の主な方法である。さしあたり、国際上核責任保険の相互保険、各国の保険会社が核事故危険を孫保険、再保険して、みんなで危険を分担する方法が採られている。中国もこのような方法を採用することを考慮してもよい。

また、財政保証は、いつも固定の金額である。しかし核事故の損害の大きさは事前では確立できない。運営者がどのぐらいの財政保証を提供すべきかについて国際的基準は存在しない。これは核施設の異なる状況及び発生しうる核事故損害に対する分析、予測に基づいて法律あるいは法律で授権した主管機関で確定する。中国の原子力エネルギー法草案及び核損害賠償条例草案は、強制的財政保証金額についての具体的規定が設けていない。

4. 最高限度額原則

中国原子力エネルギー法草案は、「核損害賠償額は被害者の実際に受けた損失と相当でなければならない。しかしこの賠償額は国家規定した最高限度額を超えてはならない」と規定している。法律規定あるいは国家の臨時決定で核損害賠償の最高限度額を確立するのは、国際条約及び多くの国家の共通のやり方でもある。核施設に対する安全監督措置が非常に厳格に課されているといっても、やはり核事故が絶対発生しえないと保証できない。万一核事故が発生して、核損害をもたらしたら、その賠償金額は、運営者の財産で負担できない可能性が非常に高い。したがって、法律で一定の賠償限度額を規定するのは、比較的に合理的、現実的である。運営者の賠償限度額以外、核事故が人類及び自然環境に巨大な損害をもたらしうることを考えて、多くの国の法律は、被害者が運営者から十分な賠償を得られなかった場合、政府が一定限度内で賠償責任を負わなければならないと規定している。中国原子力エネルギー法草案及び核損害賠償条例草案もこのような規定を設けている。具体的金額は、1983年国務院大亜湾原子力発電所核損害賠償の問い合わせに対する回答の中に規定した額にしたがって確定した。この額の確

定は国際条約及びその他の国の限度額を参考にした。また、中国の実際の経済状況に沿った。これらの法律が正式に通過するとき、この額が改正されるかどうかまだはっきり分らない。

5. 単一裁判所管轄原則

核事故は大規模な損害をもたらさう。これによって国境超えの核損害賠償に対応する法律の成立が必要となってきた。簡単な問題は、双方及び多国間の協定の締結方法で実現さう。『核損害第三者責任パリ条約』及び『核損害民事責任に関するウィーン条約』はこの種の関係を調整する国際法である。各条約締結国の核施設運営者はその核施設の核事故の発生により条約締結各国の市民、法人にもたらす損害を賠償しなければならない。条約締結国のすべての被害者を同様にみなす。核損害の裁判管轄について、以上述べた両条約は単一主管裁判所管轄原則を規定している。すなわち、核事故発生地の子約締結国の単一裁判所のみ、核損害賠償に対し唯一の管轄権を有する。中国原子力エネルギー法草案は「中国国境内で発生した核事故が外国領土上に核損害をもたらす場合、中国が締結あるいは参加した国際条約の規定で処理する。国際条約が規定していない場合、国際慣例を参照して処理しなければならない。中国政府あるいは外国の当事者に関連する訴訟について、中国の関わる人民法院が管轄する。」と規定している。核損害賠償条例草案は「中国国境内で発生した核事故による核損害に関するすべての訴訟は、核事故発生地の管轄権がある省級の子民法院しか受理できない。」と規定している。しかし、この草案はこのような訴訟に対する管轄は省の中級人民法院が受理すべきか省の高級人民法院が受理すべきかについて明確にしていない。恐らく損害の大きさによって具体的規定を設けるだろう。

VI 核損害賠償制度の完備及び実施に関するいくつかの考え方

世界で初めての核損害賠償に関する法律は、1957年にアメリカで誕生した。それ以来、国際的には、核損害賠償制度がずっと『パリ条約』、『ウィーン条約』によって確立した民事責任制度を中心に依存していた。人々の注意が上述両条約の正式な締結を作ることに置かれた。IAEAはその他の国に『ウィーン条約』に加入する

ようにと呼びかけて、この条約で確立した核責任制度を全世界に広げることにより統一的国際核損害賠償制度を確立しようと企てる。しかし、この制度は核事故損害賠償を円満的に解決できるかどうか、真剣な研究がまだ必要である。

実際、核施設民事責任制度の有効的作用を発揮させる基盤は、いまだ完全に確立していなかった。核損害賠償責任に対する研究は、原子力エネルギー法体系の中の核安全監督管理制度、核事故応急処理制度とうまく結びついていない。したがって、研究価値のある幾つかの考え方を提出したい。

1. まず第一に核損害の民事責任制度と核安全監督管理制度との関係を考える。中国原子力エネルギー法体系の中で、核安全に関する立法は重要な地位を占めている。核安全を保証するのは、人民利益の保護、環境の保護に必要とするのであり、原子力エネルギー事業の促進に必要とするものである。核損害民事責任制度は法律によって確立した国家核安全監督管理制度との緊密な関係がある。許可証を持つ運営者は国家核管理部門に核施設、核材料の安全状況を報告しなければならない。国家核管理部門は、また核安全監督、検査を通じて、核施設、核材料を厳格的に統制しなければならない。『中国核施設安全監督管理条例』、『中国核材料統制条例』に基づいて設立した核安全監督管理制度は、核損害民事責任制度を実施する必要条件である。

第二、核損害民事責任制度は核施設の間の核材料の運搬問題と関連している。中国核材料統制条例の規定と核責任制度の要求は共通性が強められ、助けあって生成発展するのである。核損害民事責任制度は核損害賠償方面から核材料安全責任を深める。且つ核材料運搬契約に核責任負担内容が設けられなければならないと規定している。これは核材料統制制度を強化し、核材料運搬の安全の確保に重要な役割を果たしている。

2. 核事故応急管理制度の核損害民事責任制度の実施に対する重要な役割

核損害賠償と核事故応急管理制度との関係は非常に密接である。常に準備を怠らない応急措置、統一指揮及び最大限協力しあう応急救援は、核損害を避けてあるいは軽減して、公衆の利益を保護する有効な手段である。逆に核損害賠償は核損害が生じたときの核損害を受けた被害者に補償する善後措置である。核損害の

特殊性によって、核事故が発生するとき、国家、地方の事故応急管理委員会は核損害の規模を納める予防的措置を採らなければならない。地方核事故応急管理委員会は、核損害を受けた可能性がある人員に医療検査をさせたり、核損害の程度を評価したりする等のことを実施しなければならない。また、核損害をもたらす原因、程度などを検査して、人民法院の核損害賠償訴訟を審理するときに証拠として提出しなければならない。核損害を軽減することを損害賠償制度の一つの重要な構成部分に組み合わせて、応急管理制度を核損害賠償制度に結びつけることは、核損害賠償制度の実効を得らせ、核賠償制度を即時実施させる重要な条件である。

核事故応急管理制度の中に、干渉すべき容量規準及び汚染規準を及ぼしたあるいは超えたとき、干渉措置を採らなければならないと規定するのも、非常に重要である。事前に科学的根拠がある技術規準を設けるのは、核事故が発生するとき条理整然的に損害を軽減及び運営者責任を追求する重要条件である。

3. 持続的に絶えない環境観測は核損害の規模及び嚴重程度の確定に重要な根拠を提供する。

放射性危害が生じるとき、もし既に設置した環境観測施設で核事故の放射性危害の実際データを測定しないと、事故応急措置を正確的、適当的に採って事故の影響を緩和することができないうえに、核事故損害賠償に科学的証拠を提供することもできない。実際これらの環境観測活動は、大部分が環境保護部門で行っている。要するのはこれらの活動を核損害賠償制度と結びつけることだけであろう。

また、核医学研究、輻射物理等の原子力科学を研究することや公衆に原子力知識を啓蒙、教育することも非常に重要である。

4. 国際条約、二国間協定を締結し、国境超え核損害に関する賠償方法を規定して、国際原子力エネルギー法律秩序の確立に努力する。

原子力エネルギー事業の発展から、われわれ人類社会はますますもって一つの全体になってきたことがうかがわれる。核施設の潜在事故発生危険は、各国相互の喜びと憂い、禍福がかかわりあう連関関係の形成を促した。核事故危険は全世界的であると言わなければならない。運営者はすべての被害者に賠償責任を負わなければならない。加害国もその他の国及びその市民に国際責任を負わなければ

ばならない。各国は核事故が生じたとき、法律に基づいて、国境超えの核損害賠償の処理を保証し、避けられるはずの争議を排除し、国際秩序を作り上げるために、国際核損害賠償条約の締結を求めなければならない。さしあたり、各国が核損害民事責任、国家責任に対し統一的認識を達成していないとき、地域性の条約あるいは二国間協定を締結するのは適切である。それ以外、各国は核事故が生じたときなるべく早くほかの国に通告及び相互救援の国際義務を負わなければならない。原子力科学研究領域に干渉すべき規準の確定についての国際技術標準方面で、国際的に協力しあうことも十分に必要である。評価すべきことは、旧ソビエトのチェルノブイリ核事故が生じた後、この方面の国際的協力に新たな進展があったことである。事故の早期通告、応急援助条約の締結はその例である。もし各国はこの方向に沿って積極的に努力すれば、国際原子力法律秩序を確立する可能性がある。

参考文献

『民法通則講話』魏振瀛等著

『核損害賠償制度研究』董保同著

本文を書くとき，中国社会科学院法学研究所所長の王家福先生，国务院法制局の賈明如先生，中国核情報センターの張士貫先生，董保同先生からご協力・ご支援をいただき，ここに感謝の意を表わしたい。

第二章 中国の原子力法案及び

原子力発電の事情について

紀 廷許 (中国総合開発研究院研究員)

第二章 中国の原子力法案及び原子力発電の事情について

I 中国における原子力開発の沿革

中国における原子力開発の段階を大ざっぱに分ければ二つになる。第1ステップは、1959年頃ソ連専門家の引き上げをきっかけに、原爆を中心に核兵器の開発を急務として始めた時より、1980年代の始めにかけての30年間であり、軍需が原子力開発の重点に置かれていた。第2ステップは、1980年代以降であり、デタントや中国の対外開放及び経済の活性化政策を契機に、中国の原子力開発戦略が軍需から民需へ移行しつつあり、原子力発電所の建設を牽引車としエネルギー構造の合理化をはかることが計画されている。要するに、第二次産業の急ピッチな伸び率に対し、エネルギー、交通輸送、原材料などインフラの未整備が益々深刻化し、とりわけ重化工業の基地の東北地域、石炭をはじめエネルギー基地の華北、輸出指向型産業が一番発達した華南、華中沿岸部工業地帯での電力需給ギャップが、1980年頃から年を追って15%ずつ逡増している。

上述した電力不足の深刻な状態を軽減し、ひいては抜本的に解決するには、原発を開発するしかないと関係分野の専門家が大いに呼びかけたかがあり、やっと中央と地方政府間のコンセンサスができ、1981年11月に国务院は30万kW加圧水型原発のプロジェクトのアセスメントを改めて行い、翌年建設地として浙江省海塩県秦山を選定した。1985年3月原発メイン建屋のコンクリート杭打ちが始まり、1991年12月15日早朝、華東電力網（上海、浙江、江蘇、安徽の三省一市を含む）に組み入れられ、中国最初の原発送電に成功、工期にはトータルで81ヶ月を要した。

秦山30万kW原発は技術が成熟した加圧水型原子炉を採用し、上海核エンジニアリング（原子力工学）研究設計院、エネルギー省上海華東電力設計院など6機関が設計し、上海ボイラー工場、上海蒸気タービン工場、上海第一工作機械工場など600余りのメーカーが設備の製造に参入、核工業総公司第22分公司（公司是カンパニーのこと）、第23分公司、浙江省火力発電建設公司など建築、据え付け業者9社が施工した。国際原子力機構（IAEA）が秦山原発に対し運転前の安全評価を行った結果、中国政府に提出するIAEAの報告は「専門家は秦山原発が安全で高い質の

原発となろうと予想している」と述べている（1991年12月18日新華通信社による）。

中国の独自開発による秦山原発より、もっと注目を浴びているのは、中国と香港との合併による広東省大亜湾原子力発電所（業主は広東核電合営有限公司）である。資金調達は世銀を含め国際シンジケートローンの借入、設備と技術はフランスとイギリスより導入するなど、大亜湾原発の特徴といえよう。当原発の90万kW二基の原子炉が、1号機は1992年10月、2号機は1993年中と相次ぎ完成する予定であったが、1号機ニュークリア・アイランドの補助管据え付けの仕上げ作業量が多いため、業主と関係請負業者と詳細に検討した結果、進捗計画を含むマスタースケジュールをさらに調整、1号機の発電を1993年の夏まで延期することを決めた。

これからの開発プランについては、秦山原子力発電所の第2、3期工事を2000年までに完成する予定のほか、華東沿岸部と遼東半島（候補地として錦州あたりが有力視）に於て3番目、4番目の原発を設置するプランが検討されているものの、錦州原発をめぐる中ソ専門家による初歩的な打合せをしたが、旧ソ連に起きたチェルノブイル事故とくに連邦の解体、さらにエネルギー省と中国核工業総公司両主管官庁の間、責任範疇に関する意見の食い違いがあるため、一時棚上げになっているようである。

II 中国原子力法草案の審議状況及び概略

1984年4月5日、1年間近くの作成作業を終え、国務院経済法規研究センター（顧明センター長官）が「中国原子力法の立法作業に関する報告書」を国務院常務会議に提出した。直ちに首相の認可が降りたのをきっかけに、当草案の起案作業は同年10月から本格的にスタートし、国家科学技術委員会をリーダーとし、国家経済委員会、国家核安全局（1984年10月設立）、核工業省（1988年1月撤廃、核工業総公司へ転身）、国防科学技術工作委員会、機械工業省、国家環境保護局、衛生省、中国人民保険公司、公安省、労働人事省、水利電力省など12の関係省庁のトップクラスをメインメンバーに原子力法起案指導グループが設立され、その下に実務レベルの起案専門家グループ（委員長は段端春国家科学技術委員会政策法規司副司長、現在同委員会体制改革司司長昇格。副委員長は張士貫核工業省核科学技術情報研究所研究員）が設置され、草案の作成を任せられた。以来、5年の歳月を経て1989年

5月に顧明國務院經濟法規研究センター長官が当法草案を全人代常務委員会に提出し説明を加えた。次に当「説明」のキーポイントを概略的にまとめて見たい。

- 起案の経過について

1984年4月、李鵬の指示に基づき国家科学技術委員会を始めとする起案グループを発足させ、5年来わが国における30数年来の核工業分野の建設や核安全制度の整備の経験を総括し、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、日本、ブラジル、ルーマニア及び台湾など20数カ国の原子力法体制を研究した上で、中国の国情に合わせた原子力法草案を作成した。

- 立法作業の指針について

当面の国際情勢はデタントの傾向にあるため、わが国の原子力発展戦略の重点が軍需から民需へ移行しつつある。従って改革開放に立脚し、草案が統一的に企画、集中に管理、積極的に支援助成、合理的に利用、安全確保及び民生に資する方針を打ち出している。原子力産業の育成発展を促すと共に、核安全監督管理を強化しなければならないが、核安全のライセンス制度を実施する。また、原子力の平和利用を前提とし、国際社会へ核兵器を拡散することを主張せず奨励せず、いかなる形でも他の国の核兵器開発に協力はしない。

- 調整範疇について

原子力法の適用範疇には中国全土内での原子力に関する研究、開発、利用活動があり、要するに、発展と安全両面が含まれる。それに軍需と民需とも関連法規を守らなければならないが、但し、軍需は特殊な性格を持つので、完全に民需管理体制下に置かれるのは適切ではない。よって、軍による原子力研究開発ないし利用面の主管官庁及び国防建設上の特別な問題については、国防科学工作委員会の統括管理下で軍の実情に応じて適切な管理方法を取れば良い。

- 原子力の管理、監督機関について

組織を細かく分ければ、原子力管理部門（エネルギー省及びその管轄権下の中国核工業総公司）、安全監督機関（国家核安全局）及びその他核安全監察の関連部門（国家環境保護局、衛生省、公安省、労働人事省）など三つあるが、「集中管理、分業協力」という原則をもとに、各官庁がそれぞれ独立に監督管理権を保

有し、履行する。

少し微妙なのはエネルギー省と中国核工業総公司との関係並びに所管範疇である。中央官庁の組織簡素化対策とデレギュレーションの気運が高まった1988年の始め頃、核工業省が国務院に撤廃され、その替りに中国核工業総公司を設立し、エネルギー省の管轄下に位置づけられるが、中央政府より管理権限が与えられている特殊企業法人として、当総公司是国全土の核鉱床、核原料及び核施設の統括企画や管理など行政的管理機能をも持つようになる。従って、「原子力主管官庁の業務について、エネルギー省が行ってもよければ、中国核工業総公司が行っても可と解説すべきだ」と「説明」が述べている。さらに両者の分業責任については、国務院の関連決定案に基づき決める。もしくはケースバイケースで両省庁の討議で決めていく——と顧明氏が説明した。

- 原子力開発に対する支援助成政策

当法起草作業及び各地域でのリサーチ中、数多くの研究機関、メーカー並びに専門家のほうから、核工業が益々「朝陽産業」から「斜陽産業」へ変わりつつあり、とくに二つの難点が存在している。

指摘した一つは資金不足且つ設備の老朽化が深刻化し、研究開発の持続力や底力が足りなくなる。もう一つは、従業状態が不安定し、転職頻発やモラル低下、さらには専門職や技術者が足りない問題があるという意見があった。これらの問題を解決するために、長期に放射性損害の環境下の人々を始め、原子力産業の従業者に対し、賃金、福祉、労働時間、休暇制度、医療保健などの面で、特別優遇を与える。尚、へき地や作業と生活条件が厳しい地域に配属された従業者及び家族が、雇傭契約または招聘契約の期間終了後、他の地域へ移住することができるようにすると、草案が規定している。

- ライセンス制度について

原子力事業を行うには必ず「安全第一、品質第一」という方針を貫かなければならない。核安全を確保するために厳しいライセンス制度を実施しなければならない。核鉱床の探査、採鉱及び廃棄、核物質（重水を含む）の保有、生産、使用、輸送、貯蔵及び処分、核施設のサイト選定、建築、運転及び廃止、放射性核廃棄

物の処理と処分、放射性同位元素及び電離輻射装置の使用、核原料や施設、部品ないし技術の輸出入に至るまで、すべてちゃんとした審査認可を経てライセンスを取得してから行なわなければならない。とりわけ、輻射の防止と保護。即ち人間と環境に直接や間接の放射性被爆を受けさせない若しくは最小限に押さえる措置を講じなければならない。原子力事業者は必ず「正当実践、最良防止と保護、個人の被爆量を安全数値の限度以下に押さえなければならない」という原則を守らなければならない。これはライセンスのチェックと発給に関する重要な技術的基準である。

- 核損害の賠償について

本文のⅢとして詳しく説明するのでここに省略する。

- 原子力法の実施について

原子力法はあくまでも行政法規や条例、細則、定款、安全ガイド及び関連規則を定める時の準拠法である。従ってこれまで国务院に布告された行政法規及び国家核安全局に布告された安全規定のうち、原子力法と不一致な内容があれば一律に原子力法を準拠とする。

Ⅲ 核損害の賠償責任及び関連条例について

原子力法及び「中華人民共和国核損害の賠償条例」（以下条例と略す）をめぐって、起案作業がスタートした当初からエネルギー省と中国核工業総公司の間に意見の相違があり、白熱に論議されているようである。その焦点が二つに絞られていると思う。まず強調すべきことは、原子力法草案の起案参加者は殆ど国家科学委員会と元核工業省研究所の専門家で、エネルギー省が最初から参入していなかった。これが原因かも知れないが、エネルギー省は原子力法草案について準拠法となるべく「親法」らしくなく、むしろ「子法」に近い安全条例みたいな草案だと強く主張している。この意見に対し、当草案提起専門家グループは草案の条文や他国の原子力法との比較、並びに外国の法学者専門家の草案に対する好評などを根拠にいろいろ反論を出しているにも拘わらず、主管官庁はあくまでもエネルギー省であるため、当法の草案が8年近く起案、審議を経ても未可決のままエネルギー省政策法規司に

移され、いままだ検討修正中である。

核損害の賠償条例について、大体原子力法草案の審議経緯と同じく、1986年に国家核安全局の委託を受け、中国人民保険会社が核損害の賠償条例案を起案し始めたが、IAEA及びフランスの専門家より、保険会社が賠償条例を作成するのはどこの国でも先例がないので認められないという意見があった。この意見を受け入れた国家核安全局はあらためて当条例の起案を核工業省情報研究所に委任した。しかし当研究所がパリ条約、ウィーン条約に照準し（中国はパリ条約、ウィーン条約に加入していないし、当分の間加入する見通しがつかない）、基本的に最終報告書と案をまとめたところ、国务院の意思で当条例の起案作業をエネルギー省に移し再審を行うことになってしまった。結局、核情報研究所が作成した核損害の賠償条例案は棚上げになっているけれども、新しい起案グループ（エネルギー省政策法規司、北京大学法学部、国家科学技術委員会政策法規司がメインメンバー）は当条例案をベースに多少改正するかも知れないが、基本的には変わらないと見られている。

次に「説明」と「条例案」をまとめて、中国の核損害の賠償責任問題に触れて見たい。

原子力法草案によれば、厳しい核安全監督制度を確立し核事故の減少ないし消滅に力を入れ、核事故の即時応変指揮システムの確立により核損害を軽減し避ける努力をしなければならないと定めると同時に、中国の核損害の賠償制度を定め、国際的慣習を参考に核事故による核損害の賠償について、一般的民事責任と異なる責任原則を規定している。まとめていえば、4点がある。

- ・ 絶対責任の原則。即ち核事故により核損害が生じた場合、当該核施設が指定された原子力事業者が全面的に責任を負う。
- ・ 無過失責任の原則。戦争又はこれに準ずる事変、甚大なる天災地変により生じた核事故による核損害を除き、その他のすべての核事故により生じた核損害の賠償責任は当該原子力事業者の故意若しくは過失の存在か否かを前提としない。
- ・ 強制的財政保証の原則。核施設の運転事業者が必ず核損害賠償の保険契約若しくはその他の措置を通し、核損害賠償の財政保証を得なければならない。当該財政保証が核損害の賠償責任を負うに足りない場合は、原子力の主管機関が国务院

に報告し、認可後適当額の補償を与える。

- ・ 最高限額の原則。即ち核損害の賠償金額は、被害者が実際に受けた損害と相当分に同等であるべきだが、但し国家ベースで定めた最高限度の金額を超えてはならない。中国の経済体制改革がまだ行われている最中などの要素を配慮して、当該最高限度の金額について国务院ベースで別途規定することにする。

以上4点のほか、まだ説明しておきたいのは、草案に書いてある核損害の賠償責任の規定が核事故により生じた財産の損害及び人体の損害にしか適用されない。換言すれば、核施設内の核燃料、放射性産物、廃棄物または核施設出入りの核原料により放出した放射性、毒害性、爆破性若しくは他の損害性事故、一連的事故により生じた損害だけ意味している。要するに、工業、農業、科学研究、文化教育、医療衛生、地質探査及び国民経済の他の部門に使える電離輻射装置、放射性曝露、放射性の同位元素応用中などの場合に生じた事故は含まない。後者により国家、集団、個人の財産及び人体に損害を与えた時、民法通則の一般民事責任に関する規定に基づき処理すべきである。

IV 「中華人民共和国原子力法（草案）」

1989年7月1日全人大常務委に提出

- 第一章 総則
- 第二章 管理部門と監督機関
- 第三章 科学研究及び産業発展
- 第四章 核鉱床の開坑
- 第五章 核原料物質の管制
- 第六章 核施設の監督及び管理
- 第七章 核廃棄物の処理と処置
- 第八章 核輻射装置と放射性同位元素の応用
- 第九章 核事故の緊急応変管理
- 第十章 核損害の賠償責任
- 第十一章 職業待遇及び労働保護

第十二章 国際協力及び交流

第十三章 法律責任

第十四章 付則

第一章 総 則

第1条 原子力の研究、開発及び利用を促進し、原子力事業の発展を推し進め、資源、環境、国民の健康を守り、社会主義近代化建設を速めるために、この法律を定める。

第2条 原子力事業を発展するには、統一に企画、集中に管理、積極的に支援助成、合理に利用、安全確保及び国民の幸福に資する方針を実施する。

国家が社会主義近代化建設の当面及び長期的な需要に基づき、原子力の開発利用を統括に企画し、エネルギー構造の合理化をはかり、原子力産業の発展を保障し促進する。

国家が核安全監督管理を強化するために、核安全のライセンス制度を実行する。環境汚染やエコロジーの破壊を厳格に防止し、国民の生活、労働及び健康を保障し、国家の安全と社会の公共利益を守る。

第3条 中華人民共和国は原子力の平和利用を前提に、世界の国々との科学技術、経済協力及び交流を発展し、国際社会へ核兵器を拡散することを主張せず、奨励せず、いかなる形で他の国の核兵器の開発に協力はしない。

中華人民共和国は締結若しくは加入している国際条約の義務を履行する。

但し、中華人民共和国が保留の声明を発表した条文は除外する。

第4条 原子力の研究、開発及び利用は、必ず国家が定めた環境保護の法律、法規を守らなければならない、生活環境とエコロジー環境を保護し、放射性汚染及びその他の公害を防止しなければならない。

第5条 原子力の研究、開発及び利用は、必ず国家が定めた労働保護と医療衛生の規定を守らなければならない、着実に輻射に対する防止対策をしっかりとし、従業者及び国民大衆の健康と安全を保障しなければならない。

第6条 原子力事業者及び従業者個人は、国家が定めた関係秘密規定を守らなければ

ならず、国家の政治、経済、科学技術及び軍事秘密を漏泄してはならない。

第7条 放射性鉱床、核原料物質、核施設及び他の重要な場所に対し、実態保護を実施すべき、治安管理を強化し、破壊活動を防止しなければならない。

第8条 この法律は、下記原子力の研究、開発及び利用活動に適用する。

- ・ 原子力の科学研究及び技術開発
- ・ 核鉱脈資源の探査及び開坑
- ・ 核原料物質の生産、加工、輸送、貯蔵、使用及び管理
- ・ 核施設のサイト選定、設計、建築、運転、廃止及び管理
- ・ 核輻射装置、放射性の同位元素の応用及び管理
- ・ 放射性廃棄物の処理及び処置
- ・ 原子力の専門職技術者の職業訓練養成及び労働保護
- ・ 核原料物質、核施設、重要な物資、部品、技術の輸出入及び国際協力と交流
- ・ その他の原子力を研究開発及び利用する活動

国防建設における原子力の研究、開発及び利用はこの法に適用する。その管理方法については、国防主管部門が別途制定する。

第二章 管理部門及び監督機関

第9条 国務院の原子力主管部門が全国の原子力事業の管理を行い、関係のある部門と共に国家の原子力事業を発展する方針、政策及び企画を検討、制定し、原子力産業の発展に対し、マクロ的指導を実施する。

国務院が専門の管理機構を設置することができる。当該機構は、全国の核鉱床、核原料物質及び核施設の統括企画と管理を行うものとする。

第10条 国務院の主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府が国家の統括企画に基づき、自己部門若しくは自己行政区画内での原子力の研究、開発及び利用を管理する。

第11条 国務院の核安全監督機関は、この法の第8条が定めた原子力の研究、開発及び利用活動に対し、安全監督を行う。

国務院の環境保護主管部門、医療衛生主管部門、公安及び労働主管部門はそれぞれ職責権限範囲内に於て、原子力の研究、開発及び利用活動に対し監督を実施する。

核安全監督機関及び関係監督機関は法に基づき独立に監督権を行使し、いかなる機関、事業体及び個人の不法干渉を受けない。

核安全監督機関及び関係監督機関は自分の機関の全部の活動を持って、関係の機関、事業体及び国民大衆に自覚的にこの法及び核安全の法規を守らせるよう教育をしなければならない。

第三章 科学研究及び産業発展

第12条 国家は原子力産業政策を通じ、原子力の研究、開発及び利用など各種の事業を支持、奨励し、原子力産業に対するマクロ的な指導を強化し、原子力産業の振興を促進する。また、工業、農業、科学研究、医療衛生、国防建設など国民経済諸分野における応用を速める。

原子力産業政策は国務院がそれを制定し且つ実施する。

第13条 国家は大いに原子力発電事業を支持、発展する。原子力発電事業が開業した最初の段階において、国家は投資、信用貸し付け金利、税率、価格などの面で優遇政策を施し、原子力発電事業の発展を助成する。

第14条 国家は国民経済及び社会発展計画を通じて、原発の建設を統括に企画する。

原発の設計、施工及び運転は、原子力の專業経営機関が統括に企画し管理する。

第15条 原発の建設は、刻苦奮闘、自力更生という方針及び対外開放政策を貫き、自国の設計、製造及び生産能力を十分に伸ばさせ、積極的に諸外国のすすんだ技術を導入、消化、吸収し、設計と設備の国産化の早期実現を目指さなければならない。

第16条 国家は原子力発展基金を設立し、原子力分野での基礎研究、応用研究を助成し研究プロジェクトを発展させ、科学技術の難題解決及び重要な科学技術成果の普及と応用を図る。

第17条 国家は原子力分野の科学研究成果及び技術の考案と発明を奨励する。原子力

科学技術の進捗のために重要な貢献をされた個人に対し、科学技術の主管部門を通し、国務院が認可後、名誉称号及び奨励メダルを授与する。

第18条 国家は原子力事業発展の必要に応じ、原子力の研究、開発及び利用の専門技術の人材を計画的に養成し、大学の原子力専攻の学生に対し適当な奨励及び優遇を与える。

第四章 核鉱床の開鉱

第19条 中華人民共和国国境内の核鉱床資源は国家の所有であり、即ち全人民所有である。核鉱床資源が所在する土地の所有権及び使用権は、国家が核資源に対し所有権を行使するには影響はない。

国家は所有権と経営権が分離する原則に基づき、企業法人や他の組織に核鉱床に対する探査権、開鉱権を授与する。国家は探査、開鉱事業者の合法的権益を保障する。

第20条 核鉱床資源を探査する時、必ず国家が定めた放射性鉱床探査に関する登録の規定に基づき、原子力主管部門に申請し、しかも探査ライセンスを得なければならない。

探査事業者は合理的な探査計画及び確実な予防と保護の措置を制定すべき、ライセンスに規定される範囲と方法に基づき探査及びリサーチを行わなければならない。

探査事業者は探査作業が終了後、原子力主管部門に探査報告書及び関係技術資料を提出すべき、それに核鉱床について総合的な評価をしなければならない。

総合探査及びその他の探鉱中、核鉱床を発見した場合、直ちに原子力主管部門に報告しなければならない。

第21条 核鉱床の開鉱は必ず原子力の主管部門に開鉱ライセンスを申請しなければならない、国家計画に基づき指定の開鉱地に限り行わなければならない。

開鉱事業者は合理的な技術案を制定し、原子力主管部門に提出しその審査と認可を得なければならない。

開鉱事業者は原子力主管部門に認可された開鉱方式、鉱床選別工程及び安全

規則に基づき開鉱作業をすべきであり、各項目の経済、技術及び安全基準が全部国家のスタンダードと設計の要求に達することを保証しなければならない。

鉱床選別後残った放射性の尾鉱床について、有効な安全防护措置を講じなければならない。共生鉱、伴生鉱を開鉱する時において、経済技術的価値がある他の鉱床に対し万全な保護を施すべきである。

核鉱床の開鉱地域では、有効な措置を講じ放射性粉塵及び放射性物質を含有する鉱水の拡散を防止すべきであり、地下水や地上水が汚染されるのを防止し、現地住民の財産と健康を守らなければならない。

第22条 核鉱床の廃棄について必ず元の認可機関に申請をし、その許可を得てから国家が定めた安全規則と手順によって行うものとする。

第23条 核鉱床より採れたウラン鉱石、トリウム鉱石及びその一次製品について、原子力専売管理機構が売買契約に基づき開鉱事業者より買い付ける。

第五章 核原料物質の管制

第24条 中華人民共和国領土内のすべての核原料物質は国家が統括にそれを管制し、核原料物質の安全及び合理的な使用を保障する。国家が必要な時においてすべての核原料物質を徴収する権利を有する。

第25条 原子力の主管部門が全国の核原料物質の管理制度及び会計システムをつくる責任を負い、核原料物資のライセンスの申請を受理し審査し、尚、核安全監督機関に提出し当該機関よりチェック認可及びライセンス発給の手続をする。

第26条 核原料物質の保有、使用、生産、輸送、貯蔵及び処置などの事業者は、必ず法に基づき核原料物質のライセンスを申請し、現地の公安機関に登録し、尚、核原料物質の安全使用について全面的に責任を負わなければならない。

ライセンスを取得した事業者では、専門職の機構を設け核原料物質の管理スタッフを設置すべきであり、核原料物質の計量計算制度、会計及び報告制度をしっかりと実行し、現地の公安機関の監督と指導の下で核原料物質の生産、使用、輸送、貯蔵及び処置など重要な場所に対し安全保護と警戒措置を講じ、盗難、破壊、火事などの事故の発生を嚴重に防止しなければならない。

不法に核原料物質を保有，使用，生産，輸送，貯蔵，譲渡及び処置することを絶対に禁止する。

第六章 核施設の監督及び管理

第27条 中華人民共和国領土内のすべての核施設は，原子力の主管部門が統括的にそれを企画・建設し，国家認可の事業者によって経営管理をする。

当該運転事業者は安全第一，質第一の方針を貫かなければならず，品質管理を強化し安全運転を保障し，経済的效果，社会効果及び環境効果を高めなければならない。

運転事業者は核施設の安全運転，核原料物質の安全使用及び従業員や関係者人々の安全について全面的に責任を負うものとする。

第28条 核施設のサイト選定及び建設は，国家が定めた基本建設の手続手順に基づき関係所管部門の許可を得なければならない。核施設の工事設計案はまず国家が定めた関係基本建設の基準及び核施設の安全規則に合致しなければならず，そして核安全監督機関のチェック認可を得，建設安全ライセンスの発給を受けてからこそ，着工が出来る。

第29条 核施設でのテスト試運転について，国家核安全監督機関の認可を得なければならない。テスト試運転の結果が国家の核施設運転安全規則に合致すれば，核安全監督機関のチェックを経て，運転安全ライセンスが発給されてからこそ生産と使用をすることができる。

第30条 核施設の廃棄について，運転事業者は原子力の主管部門及び核安全監督機関に廃棄申請を提出し，審査認可後しかも国家の関係計画に納入後，廃棄工事を行うことができる。廃棄申請が認可された後，元の運転安全ライセンスを撤廃すべきである。

廃棄工事の検収が国家の核施設廃棄安全規則に合致すれば，核安全監督機関より安全廃棄証を発給する。

第31条 国家が運転事業者の重要なポジションの作業要員に対し，オペレーター免許制度を実施する。オペレーターの職業素質を厳しく試験しチェックし，その質

とレベルを保障する。

免許を取得していない者が関係作業をすることを絶対に禁止する。

第32条 核施設のオペレーターは5年連続して責任事故がなかった場合において、原子力の主管部門より奨励する。

即時に重大な事故を予防、発見、中止した若しくは重大な事故が生じた時危険を恐れず事故排除に大いに貢献をされた者に対し、上記規定に参照し奨励をする。但し、本人の故意若しくは過失により発生した事故の場合は除く。

第七章 核廃棄物の処理及び処分

第33条 すべての原子力の研究、開発及び利用に従事する事業者は、必ず安全確保、未然防止という原則に基づき、核廃棄物を妥当に処理処置し、環境、エコロジー、人体に与える可能性がある核廃棄物の影響を国家が定めた制限数値以内に抑えられるよう保証し、また処理処置が自然環境及び条件変化の試練に耐えられることも保証しなければならない。

第34条 核廃棄物の輸送及び処分プロセスは、放射性廃棄物の輸送及び安全処理に関する国家の規定に合致しなければならず、ハイクラス、ミドルクラスの放射性核廃棄物の最終的処置は、核廃棄物の最終処置場で行わなければならない。関連処理施設は、メイン工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に使用を開始しなければならない。

第35条 放射性核廃棄物の輸送、貯蔵、処理及び処置の事業者は、監視と監測の機構を設け定期的に検査チェックを行い、汚染を発見したら即時に補う措置を講じなければならない。

すべての事業者及び個人は、放射性核廃棄物の放出、処理処置の不適當により生じた放射性汚染及び他の公害行為に対し指摘、告発、上訴及び監督する義務を有する。

第八章 核輻射装置と放射性同位元素の応用

第36条 工業、農業、科学研究、文化教育、医療衛生、地質探査及び国民経済の各部門に於いて核輻射装置を使用し、放射性被爆実践をし、また放射性同位元素を

応用する場合、衛生主管部門にライセンスを申請し、さらに公安部門で登録をしなければならない。全国の放射性同位元素及び製品について、衛生主管部門が登録をする。

第37条 使用事業者は国家が定めた安全規則をきちんと守り、有効な防護手段を用い環境に対する放射性影響や関係従業員、関係検査を受ける人及び民衆が被爆の輻射量を許容限度値以内であることを保障しなければならない、またきちんとした物品登録及び管理制度をつくり、放射性同位元素及び製品の窃盗、紛失及び破壊を防止しなければならない。

第九章 核事故の緊急応変管理

第38条 原子力の研究、開発及び利用に於て、放射性物質の多量な放出により重大な輻射影響が起きる可能性のある地域及び事業者に対し、安全確保と事故予防を基礎に、絶え間なく備えを心掛け積極的に兼容し、統一的に指揮し大いに協力し合うという原則に基づき、核事故の緊急応変対策を徹底的にし、核事故が発生した緊急状態下でも、最大限に核損害をコントロール、避け、軽減することを保証しなければならない。

第39条 国務院では全国核事故緊急応変委員会を設置し、全国の核事故緊急応変作業をリードする。

核動力工場が所在する省、自治区、直轄市の人民政府は、地元の核事故緊急応変委員会を設置し、工場外での緊急対応計画を制定、実施し、緊急応変作業を指揮すべきである。

核動力工場の事業者では、核事故緊急応変指揮部を設置し、核施設工場内部の緊急応変計画を立て、工場外部の緊急応変作業に協力すべきである。

関係省、自治区、直轄市の工場外部緊急応変計画及び核施設の運転事業者が制定した工場内部の緊急応変計画は核施設で最初の原料搬入前に別々に国家核事故緊急応変委員会と国家核安全監督機関に報告し両機関の審査と認可を得なければならない。

第40条 全国と地方の核事故緊急応変委員会及び核施設運転事業者の核事故緊急応変

指揮部は、核事故が発生した状態の下でその影響を受ける環境及び人々に対し
正当な関与行動を採る権限があり、有効に核損害の拡大を抑える。

第41条 核事故の工場外部緊急応変状態の宣告及び終了は、地方の緊急応変委員会より提出し、全国核事故緊急応変委員会の許可が下りた後実施する。

地方緊急応変委員会は、影響を受ける地域の放射性レベルにより有効な回復措置を講ずるべきである。核事故により大きな破壊を被った核施設について、運転事業者は処理処置計画及び回復措置を原子力の主管部門と核安全監督機構に報告しその許可を得た後実施すべきである。

第十章 核損害の賠償責任

第42条 核事故により生じた核損害については、下記の原則に基づき処理する。

- 核施設の内での核事故により発生した核損害については、当該核施設の運転事業者が責任を負う。
- 核物質は前の核施設から後の核施設へ運送する過程において核事故が発生した場合は、後の事業者が契約の約定により責めに任ずる前、もしくは、契約の約定が無い状態で実際に核物質を引き受けていないときには、当該核事故によって生じた核損害は、前の核施設の運転事業者が責めに任ずるものとする。核事故が、契約の約定に基づき後の各施設運転事業者が責めに任ずることとなった後、もしくは、実際に核物質を引き受けた後に発生した場合には、核事故により生じた核損害は後の核施設の運転事業者が責めに任ずるものとする。
- 核損害の責任が二つ以上の運転事業者に及んだ場合には、各自相応の責めに任ずるべきものとする。複数の事業者が、それぞれ任ずるべき責めを合理的に確定できない場合には、各事業者が同等の責めに任ずるものとする。

第43条 核事故により核損害の賠償責任が生じた場合、責任者に故意又は過失が存在するかどうかは前提としない。

戦争、敵対行為、重大な自然災害により生じた核事故による核損害に対しては、核施設運転事業者は賠償責任を免れる。但し、当該事業者は核損害の拡大を防止する必要な措置を講じるべきであり、適当な措置を講じなかったことに

より損害が拡大された場合には、拡大された分の損害に対し当該事業者が責めに任ずるべきものとする。

第44条 本法第42条に掲げる核事故につき、もしも、他人の責任により生じたことを証明することができれば、事業者は被害者の損失を賠償した後、当該責任者に対し求償をすることができる。

第45条 核損害の賠償額は、被害者が実際に受けた損失に相当する額とする。但し、国家が規定する最高限度額を超えないものとする。

核施設事業者は、核損害賠償の保険契約若しくはその他の措置を通じて、核損害の賠償のための財政的保証を提供すべきである。当該財政保証によっては損害の賠償責任に足りない場合には、原子力の主管部門が国務院に報告し許可された後、適当な補償を行う。

第46条 外国企業、その他の組織若しくは個人の責任により核事故が生じ、中華人民共和国領土内で核損害が発生し、若しくは中華人民共和国領土内で生じた核事故により外国領土内で核損害が発生し、訴訟が提起された場合には、中華人民共和国の人民法院が管轄する。

前項における訴訟時効は3年とし、当事者が核損害を受けたことを知り、若しくは知ったはずの日から起算する。但し、損害が発生した日より10年を超えてはならない。

第十一章 職業待遇及び労働保護

第47条 国家は原子力産業の特徴に基づき、関係労働者に対し職業上の優遇を与え、労働者の賃金待遇をアップし、労働者の作業条件及び生活レベルを改善し、労働者の安全と健康を保障する。尚、長期に放射性損害が存在する環境の中で仕事をしている作業要員に対し特別な労災防護、労働保護を実施する。

第48条 核施設運転事業者の従業者の労働時間について、適当に短縮すべきであり、有給休暇の時間は適当に延長することができる。定年退職、退官の年齢は適当に繰上げることが認められる。健康状態が連続的若しくは引き続き核施設のオペレーション作業に適しない従業者に対し、遅延なく妥当に再配属すべきである。

第49条 放射性損害が存在する環境の中で仕事をしている作業要員に対し、特別な医療保健制度及び労働保健制度を実施する。定期的に職業健康検査を行い、医療衛生監督を実行し、職業病専門病院及びリハビリテーション、サナトリウム諸施設を設け、労働者の健康レベルを保障し高める。

第50条 僻地や生活環境が厳しい地域の核施設で働く従業者及び家族は、労働契約、招聘契約が終了後、他の地域へ移住する権利を享受する。

第51条 核輻射装置、放射性同位元素のオペレーションルームなど放射性損害が存在する環境の中で働く作業要員の労働時間、休暇及びロータリ制度については、この法の第48条に掲げる規定に参照して実施する。

第十二章 国際協力及び交流

第52条 国家は原子力の平和利用の面に於て、対外経済技術協力及び交流を発展することを奨励し、当該分野の中国と外国との合併企業、技術提携合作企業及び100 %出資の外資系企業の創設や核鉱床の開鉱、核施設の経営など許可する。

中外合併企業、中外技術提携合作企業、外資系企業は、この法律に基づき安全ライセンスを申請し且つ取得すべきであり、当該ライセンスが規定する範囲に基づき関係活動に従事すべきである。

原子力の主管部門の認可を得ない限り、外国の投資側は中華人民共和国領土内で獲得した資源情報、記録、根拠物及び証し、データ、サンプル及びその他のオリジナル資料を公開に発表、若しくは第三者に売り出し、譲渡してはならない。

第53条 原子力の研究、開発及び利用の面における外国の技術を導入することについて、原子力の主管部門は科学技術の主管部門及び対外経済貿易の主管部門と共に審査認可する。

核原料物質、核施設及び重要な物資と部品資材を輸入することについて、原子力の主管部門及び関係部門の許可を得なければならない、さらに核安全監督機関と商品検査チェック機関と共同で検査チェックを行うものとする。

この項に規定する技術導入及び設備輸入の契約について、対外経済貿易の主管部門の認可が下りた後発効する。

第54条 核原料物質、核施設及びその他の重要な物質や資材部品の輸出、並びにわが国の原子力技術の移転については、原子力の主管部門を始め対外経済貿易の主管部門、科学技術の主管部門及び他の関係主管部門との共同審査認可を経るべきものとする。

買手側若しくは移転先側の国の政府は必ず国際原子力機構（IAEA）の安全保障を受けることを承諾しなければならない、核原料物質、核施設とその他の重要な物質や資材部品及び関係技術を軍事の目的と使用に用いないことを保証しなければならない。尚、中華人民共和国政府の許可を得ずに、第三者に提供若しくは移転してはならない。

この項に規定する対外技術移転及び設備輸出契約は、対外経済貿易の主管部門に審査認可された後、発効する。

第十三章 法律責任

第55条 この法律の規定に違反し関係ライセンスを得ていないまま、勝手に核鉱床の探査と開鉱を行い、生産経営を目的に核原料物質、ウラン鉱石、トリウム鉱石及びその一次製品を生産加工や輸送、貯蔵、販売、使用などをし、若しくはライセンスの規定範囲を超え作業及び経営活動をする者に対し、不法行為の中止を命ぜなければならない、罰金を課し、製品や道具、関係原料物質及び不法所得を没収しなければならない。

前項の行為により核鉱床の破壊若しくは放射性的汚染が生じ、国家、集団、若しくは他人の財産、人体に重大な損失を与えた場合、刑法第 115条の規定に基づき直接責任者に刑事責任を負わせるものとする。

第56条 この法律の規定に違反し関係ライセンスを取得せずに、電離輻射の曝露実践をし、放射性同位元素及びその製品を使用している者に対し、使用の中止を命ぜなければならない、さらに罰金を課さなければならない。重大な事故が生じ嚴重な結果をもたらした者に対し、刑法第 115条の規定に基づき直接責任者に刑

事責任を負わせるものとする。

第57条 この法律の規定に違反し国家核安全監督機関の許可を得ず若しくは関係ライセンスを取得せずに、勝手に核施設の工事を行い核施設の試運転、運転及び廃棄をする者若しくはライセンスや許可範囲などを超え上述した活動を行う者に対し、当該行為の度合により警告、罰金、休業を命じ、期間限定の整顿、ライセンスの取消し若しくは許可書類の撤回、施設全体の閉鎖検査など該当の罰に処す。

前項に掲げる不法行為により放射性汚染、核事故が生じ、国家や集団若しくは他人の財産、人体に重大な損失をもたらした者に対し、刑法第115条と第187条の規定に基づき、関係責任者及び直接責任者の刑事責任を負わせるものとする。

第58条 この法律の規定に違反し関係ライセンスを取得せず若しくはライセンスの許可範囲を超え、勝手に核原料物質や核施設、重要な資材部品、物質、技術などの輸出入を経営する者に対し、税関の法律規則に基づき罰金を課し、財産物質及び不法所得を没収する罰に処す。

前項の不法行為により国家、集団若しくは他人の財産、人体に重大な損失をもたらした者に対し、刑法第 117条の規定に基づき関係責任者及び直接責任者に刑事責任を負わせる。国家の重大な秘密を漏泄し尚、嚴重な結果をもたらした者に対し、刑法第 186条の規定に基づき刑事責任を負わせるものとする。

第59条 ウラン鉱石、トリウム鉱石及び一次製品や核原料物質、放射性同位元素及び製品を窃盗、奪い取り、核鉱床や核施設、核廃棄物の処理施設、電離輻射装置及び他の放射性物質使用設備を破壊し若しくは鉱床地、核施設所在地、輻射防護地区での生産秩序及び作業秩序を攪乱する者に対し、それぞれ刑法の関係条項に基づき刑事責任を負わせるものとする。その行為の著しく軽い者に対し、治安管理处罰条例の該当規定に基づき罰に処す。

第60条 この法律の第56条に掲げる行政処罰について、県クラス以上の人民政府ベースで決定する。第57条に掲載げる行政処罰について、省、自治区、直轄市クラス以上の衛生管理機関ベースで決定する。第58条に掲げる行政処罰について、

核安全監督機関ベースで決定する。第59条に掲げる行政処罰について、税関ベースで決定する。

核安全監督機関は、この法律の第56条、58条及び59条に掲げる不法行為がある事業者及び経済組織に対し、関係ライセンスを取り消す行政処罰の決定を下す権限を持ち、尚、関係機関に通知するものとする。

第61条 この法律の第56条から第59条迄の各条に掲げる不法行為の責任者に対し、その行政責任を負わせる必要がある場合、上部機関が該当行政処分を課することができる。

上部機関の担当者の私利むさぼりと汚職、職務怠り若しくは意思決定のミスなどにより、核事故若しくは重大な損害に責任がある者に対し、原子力の主管部門と核安全監督機関がその行政責任を負わせる。原子力の主管部門や核安全監督機関若しくは関係主管機関の責任者が重大な責任を負うべき場合、国務院はその行政責任を該当責任者に負わせる。事態が嚴重のため、国家と国民の利益に重大な損失をもたらした者に対し、刑法第187条、188条に掲げる規定に基づき刑事責任を負わせるものとする。

第62条 この法律の第56条から第59条迄の規定に基づき行う行政処罰と刑事処罰は、不法行為により損害を受けた当事者の損害賠償を要求する権利に対し、影響がない。

第63条 当事者は行政処罰に不服の場合、処罰決定の通知を受け取った日から15日以内に、裁判所へ上訴することができる。罰金、財産物質及び不法所得の没収など行政処罰について通知期間が締め切り後上訴はせず履行もしない者に対し、当該処罰決定を下した機関は裁判所に強制執行の申請を行うことができる。

第十五章 付 則

第64条 この法律に掲げる下記の用語の定義は、次の通りである。

- ・ 「原子力」とは、原子核分裂、原子核融合若しくは転換過程中において放出するエネルギーを意味する。
- ・ 「核原料物質」とは、ウラン235、ウラン233、トリウム232、プルトニウム239及び上述した元素を含有する原料物質及び製品、並びに国家が規定する

その他の関係原料物質を意味する。

但し、トリウム鉱石、ウラン鉱石及び一次製品は含まれない。

- 「核施設」とは、原子力発電所、原子力熱電力工場、原子力蒸気、熱供給工場などの原子力動力工場、原子力動力工場以外の核反応器、核燃料の生産、加工、貯蔵及び後半工程処理装置、核廃棄物の処理処置装置及び国家が規定する原子力利用のその他の施設を意味する。
- 「経営運転事業者」とは、法により核施設の安全ライセンスを取得し、核施設を経営し運転する法人資格を持つ組織を意味する。
- 「核廃棄物」とは、核原料物質及び放射性物質の生産、加工、使用、処置の過程において出て来た放射性がある廃水、廃気及び廃棄物を意味する。
- 「輻射防護」とは、人体と環境を保護し、 α 、 β 、 γ 放射線、三重子放射線、プロトン、中性子、電子放射線、X線など直接若しくは間接な曝露を受けられない若しくはできる限り少なく受けられる手段と措置を意味する。
- 「放射性同位元素」とは、ある種類の元素の原子序数と同じであるが、質の数が異なる放射性を持つ元素を意味する。
- 「核事故」とは、核施設内部の核原料物質、放射性製品、廃棄物若しくは核施設に搬入、搬出の核原料物質により発生した放射性、毒害性、爆破性若しくはその他の損害性事故若しくは一連の事故を意味する。
- 「核損害」とは、核事故によりもたらされた財産損害と人体損害を意味する。

第65条 この法律の実施条例は国務院が制定する。

第66条 この法律は一九九〇年 月 日より施行する。

第三章 韓国の原子力損害賠償制度

徐 元宇 (ソウル大学法科大学長)

咸 哲勲 (韓国原子力研究所前任技術員)

第三章 韓国の原子力損害賠償制度

I 序 論

韓国の原子力損害賠償制度に関する基本法は原子力損害賠償法（以下“原賠法”とする）であり、原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下“補償契約法”とする）は原賠法の附属法としての性格と実質的に特別保険約款としての性格をもっているため、ここでは原賠法を中心として韓国の原子力損害賠償制度を記述することにする。

原賠法は賠償責任に関して民法に対する特例を認定するという点において、民法の特別法になっており、賠償処理に関し、国家の介入を規定する範囲内において行政法規としての性格をもっている。

1. 原子力損害賠償制度の意義

原子力損害賠償制度は原子炉の運転等により発生した原子力損害の賠償処理に関する制度であり不法行為に関する一般法である民法の損害賠償原則を修正した例外的な制度である。

特別な事由に起因する損害賠償または損害補償に関して国家が一般民事賠償制度とは異なる損害賠償（補償）制度を創設して関与している事例は国内外を通じて広く見出すことができる。

しかし原子力損害賠償制度は他の賠償制度ではみられない特色があるので特別な考察の対象になり得る。

2. 原子力損害賠償関連法令

韓国にあって原子力損害賠償制度の進行過程を正確に把握することはいろいろな理由により非常に困難な実情であるが、韓国でも原子力損害賠償問題が提起されたのはやはり海外からの核燃料輸入がその契機になったと推定される。

韓国の最初の原電である古里1号機は1970年9月に発注されていたが、これに対する事前作業として原子力損害賠償法が1969年1月24日法律第2094号により制定、公布された。

ところが韓国の原子力損害賠償制度及び損害賠償関係法令の具体的な内容は日

本の制度とほとんど類似している点が多い。これは日本が地理的にも近く、原子力事業について韓国よりさきに着手した日本の経験を参考にしたことによるものと判断される。以下において韓国の原子力損害賠償関係法令の沿革を簡略に紹介することにする。

(1) 原子力損害賠償法

1969. 1. 24 法律第2094号 制定

1975. 4. 7 法律第2765号 改正

1982. 4. 1 法律第3549号 改正

1986. 5. 12 法律第3849号 改正

(2) 原子力損害賠償法施行令

1970. 12. 3 大統領令 第5396号 制定

1973. 5. 25 大統領令 第7756号 改正

1987. 3. 19 大統領令 第12092号 改正

(3) 原子力損害賠償補償契約に関する法律

1975. 4. 7 法律第2764号 制定

(4) 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令

1975. 2. 22 大統領令 第7755号 制定

1987. 3. 19 大統領令 第12093号 改正

II 原子力損害賠償制度の基本構造

1. 原子力損害賠償制度の特徴

原賠法は第1条（目的）において原子炉の運転等により原子力損害が発生した場合の＜被害者の保護＞と＜原子力事業の健全な発展に寄与＞することを目的とすると規定している。このような目的を達成するために次のような特則を置いている⁽¹⁾。

(1) 原子力事業者の無過失責任及び責任の集中等（原賠法第3条）

(2) 原子力事業者の求償権の制限（原賠法第4条）

(3) 損害賠償措置義務（原賠法第5条）

(4) 政府の措置（原賠法第14条）

2. 原子力損害

原賠法上“原子力損害”と言うのは、核燃料物質の原子核分裂過程の作用または核燃料物質もしくは、それにより汚染されたものの放射線作用または毒性的作用（これの摂取または吸入による人体に中毒とその続発症の影響を及ぼすことをいう）により生じた損害をいう。但し、当該原子力事業者が受けた損害及び当該原子力事業者の作業員が業務上受けた損害は除外する（原賠法第2条第2項）。

ところで、但書規定において日本の原賠法と異なるのは従業員がこうむった損害を除外している点である。この問題について詳細は後述することにする（V-2 参照）。

一方、損害賠償の範囲と損害の優先填補順位に関しては原賠法上明示的な規定もなくこれに対する具体的な解釈もみられない状態であるので、一応その賠償範囲は事故発生と相当因果関係があるすべての損害といえるが⁽²⁾，社会的，経済的条件が日本とは相当異なっているにもかかわらず原子力事業者の無限責任を認定した韓国としては最小限原子力損害の種類に応ずる填補の優先順位基準を定めることが必要であると思う。

3. 賠償責任者

原子力損害に対する賠償責任者は原子力事業者である。“原子力事業者”とは次の者と次の者であった者をいう（原賠法第2条第3項）。

- (1) 原子炉及び関係施設の建設または運営許可を得た者（原子炉設置者より原子炉を譲受した者を含む）。国内の原子力法上発電用原子炉に対しては許可制度が建設許可（原子力法第11条）と運営許可（原子力法第21条）の2元化になっている。
- (2) 変換の事業許可を得た者
- (3) 加工の事業許可を得た者
- (4) 使用済み核燃料処理の事業許可を得た者
- (5) 核燃料物質の使用許可を得た者
- (6) 原子力法による原子力研究開発機関および生産機関（ここにおける原子力研

究開発機関というのは研究用原子炉<TRIGA Mark II, TRIGA Mark III>を保有している韓国原子力研究所をいう)。

原子力法上核燃料週期事業者(原子力法第43条参照)の一つである製錬事業者は原賠法上原子力事業者から除外されている。日本の原賠法上製錬事業と転換過程が放射能準位が低いものを取扱う事業として認識され、日本原賠法の適用対象から除外されているのと比較して、国内の原賠法においては日本の転換過程と類似した変換事業をその適用対象にした理由はたしかめられない。

また、原子力法第10次改正(1986.5.12 法律第3850号)により現実的に極めて重要な廃棄物管理事業が本格的に推進されているにもかかわらず、これが原賠法の適用対象から除外されているということは一応立法的不備であるとおもわれる⁽³⁾。

4. 無過失責任及び免責事由

(1) 無過失責任(原賠法第3条第1項本文)

現代の産業社会の事故は、加害者が高度の科学技術を駆使して利潤を追求する企業であるのに対して、被害者である労働者や一般市民は企業の生産過程や技術上の問題をほとんど知ることができないので過失の存在を確認することは困難であり、過失があってもその立証がほとんど不可能である⁽⁴⁾。

したがって原子炉の運転等により発生した損害の賠償においては原子力事業者に対して無過失責任が認められている。

しかし、原賠法において原子力事業者に対して無過失責任が認められていても、原子力事業者が賠償責任を負担するのは原子炉の運転等と因果関係がある場合に限られ、因果関係の範囲については相当因果関係によるというのが判例、通説の立場である。したがって原子炉の運転等と原子力損害の発生の上に相当因果関係があれば原子力事業者の主観的要素の存在有無を問わず原子力事業者が賠償責任を負担させることができる。

(2) 免責事由(原賠法第3条第1項但書)

原子力損害が異例的に甚大である天災、地変、戦争またはこれに準ずる事変により生じた場合には、原子力事業者の責任が免除される。ところが、原子力

事業者が無過失責任を賦課し、原子炉の運転等と関連して発生したすべての原子力損害に対して、もっぱら原子力事業者の責任を認定することは時にはあまりにも過酷な場合がある。

しかし不可抗力による原子力事業者の責任がたやすく免責されれば、被害者の保護という側面が無視されやすい。したがって異例的に甚大な天災、地変、戦争またはこれに準ずる事態のみを免責事由としている。

このような事由により発生した原子力損害においては原則的に賠償責任者が存在せず、たとえ政府が被害者の救助および被害の拡大防止のために、必要な措置をとってもこのような場合は、原子力損害の発生というより、むしろ社会的、国家的災害として政府の後見的介入が当然であり、原賠法第14条第2項はこれを前提とした規定である。

5. 無限責任主義

原子力損害賠償に関する主要先進外国及び国際条約(Paris条約, Wien条約)は、原子力事業者の賠償責任に対して有限賠償責任制度を採択している。ところが原賠法において原子力事業者に無限責任を認定したのは、韓国が日本の原賠法を受容した過程において、周辺現実に対する認識が多少不足ではなかったかと思われる。

というのは、日本が原子力事業者に無限責任を認定した背景は、

第1に、日本の地理的条件が陸地に沿って連結され国境を接しているヨーロッパ各国の事情とは異っているので諸外国の損害賠償制度とはかならずしも一致させる必要がない。

第2に、日本は唯一の原爆の被爆国として原子力損害に対して原子力事業者の責任を制限することは、原賠法制定当時の日本の国民感情または社会情勢をかんがみてそれほど適切でないという慎重論が強く台頭し、責任制限の問題は将来検討することにし一旦無限責任の原則を導入したとのことである⁽⁵⁾。

一方、日本は原子力事業者の無限賠償責任を認定しながらも海上移動施設である原子力船に対しては日本の原子力損害賠償制度を諸外国の例と調和させる必要があったので、例外的に有限責任制度を採択した。

韓国における発電事業は韓国電力公社がこれを独占していながらも原電の建設、運営においても韓国電力公社は唯一の原子力事業者である。韓国は地理的、社会的環境が日本とは異り、経済的においても1個の原子力事業者が無限賠償責任を負担することは原子力事業の健全な育成という原賠法の根本趣旨に反するのではないかと思う。

もうひとつ問題になるのは原子力船に関するものである。原子力船に設置される原子炉は実質的に発電用原子炉に該当しているにもかかわらず原子力法第33条においてはこれを研究用原子炉等として規定している⁽⁸⁾。

ところが原賠法においては原子力船の運営許可を得た者を別途の原子力事業者として規定せず、これを原子炉および関係施設の建設許可または運営許可を得た者に含めている（Ⅱ－3－(1)参照）。したがって原賠法上原子力船の運営許可を得た原子力事業者は原子力船の特徴とは関係なく無限賠償責任を負うことになっている。これは大きな問題点を内包しているので将来において深く研究すべき課題である。

したがって現時点における韓国の原賠法が原子力事業者に対し無限責任を負わす理由が検討される必要があると思う。

6. 責任の集中及び求償権の制限

(1) 責任の集中

原子力損害の原因が2以上の原子力事業者に係わる場合、被害者に対し損害賠償請求の相対方を明確且つ容易に認識させるという被害者保護の観点から、これらのだれかに排他的に責任を負う者を定める必要がある⁽⁷⁾。

このような理由にもとづいて原賠法第3条第2項及び第3項においては原子力事業者に責任を集中させる規定がもうけられている。

原子炉の運転等により原子力損害が発生した場合、その現実的な行為が原子力事業者によって直接行なわれたとしてもその損害賠償責任はその原子炉の運転等に係わる原子力事業者のみ責任を負担する。

(2) 求償権の制限

a. 原賠法の規定

原賠法第4条においては“第三者の故意または重大な過失により生じた原子力損害を第3条の規定により賠償した原子力事業者はそれに対して求償することができる。ただし、その損害が原子炉の運転等に提供される資材の供給や役務（労務を含む）の提供（以下“資材の供給”とする）により生じたときには、当該資材の供給をした者やその従業員の故意または重大な過失があったときに限って求償することができる（原賠法第4条第1項）”と規定し、“第1項の場合に求償権に係わる特約があるときにはその特約による（原賠法第4条第2項）”としている。

ここで問題になるのは第1項但書の規定である。日本の原賠法においても1971年の改正前にはこれと類似した規定がおかれていたが、このように区別して取扱う必要性に対する疑問が提起され、1971年原賠法改正においては第三者の故意により原子力損害が発生した場合に限って、求償権の行使を認定した⁽⁸⁾。

したがって原賠法上このような但書規定をおく実益が果してあるかという疑問が生じ、特約により求償権の行使を制限することができれば、わざわざこのような但書規定をおく必要がなかったと思う。

また、原賠法は第三者の重過失による原子力損害に対しても求償権の行使を認めているが、現実的に何が重過失であるかを理論的に釈明することは大変難しいので重過失を除外するのが望ましいといえる。

b. 求償権の行使を制限する理由

原賠法において原子力事業者の求償権の行使を制限する理由は第1に、原子力関係産業界の保護及び損害賠償措置の核心である原子力損害賠償責任の累積化をさせるためである。

第2に、原子力発電所の建設、運営の進展にともなって核燃料物質または使用済み核燃料等を運搬する船舶や車両が他の船舶や車両と衝突する事態が発生することがある。このように一般第三者が原子力損害の発生に関与することがあるためこのような一般第三者に過失があるというわけで原子力事業者が巨額の求償をするということは一般第三者においては、はなはだ過酷な

処事であるからである⁽⁹⁾。

c. 特約の内容

特約の内容に対する特別な制限はない。即ち、過失がある場合にもすべて求償することができるという特約、或いは故意または重過失がある場合に限り求償することができるという特約または、これと反対に故意がある場合を含めてすべての場合に求償権を放棄するという特約も可能である。但し、故意による場合にも求償権に関する特約を締結することができるが、これは道義的観念に照してみると法律の根本趣旨に反することである⁽¹⁰⁾。

7. 国家の援助

原賠法第14条は原子力損害が発生する場合の政府の援助に関する事項を規定している。政府が原子力損害に対して援助を行う場合は2種類に大別される。その一つは、原子力事業者に賠償責任はあるが、損害賠償額が賠償措置額を超過して当該原子力事業者がこれに対する十分な弁済資力が不足である場合であり、他の一つは、原子力事業者が免責される場合である（原賠法第3条第1項但書）。

(1) 原子力事業者の賠償能力が不足である場合

この場合政府は原子力事業者に対して必要な援助をすることになっている（原賠法第14条第1項）。このような規定をおくことになったのは賠償措置額を超過する原子力損害が発生する可能性はほとんど考えられないとはいえ、しかし、このような事故の発生可能性を完全に否定することはできないということである。

“必要な援助”とはいかなるものかについて具体的に定めてはいないが、補助金の支給がもっとも典型的な形態であり、そのような必要がないと認められるときには低利融資または各種の金融斡旋の形態になる。そして、原子力損害が損害賠償措置額を超過し、同時に原賠法の目的を達成するために必要であると認定するときには必ず援助をしなければならないという趣旨である。

“必要な援助”は、原則として原子力損害が損害賠償措置額を超過した部分について行われる。このような援助は1つの事故によって損害賠償措置額を1回だけ超過する場合に限らない。即ち、賠償履行により賠償措置額未満の状態になりさえすればその残存額を超過した損害が発生するときには、たとえ補完がされな

かった場合にも政府は援助をすることになる。

援助の必要性に対する判断は原賠法の目的を達成するため損害の規模、事故発生の種類、原子力事業者の弁済資力及び損害発生 of 具体的事情を考慮して政府が行う。

日本の原賠法上国家の援助は義務的補償ではない限時的措置（日本原賠法第20条）である反面、韓国の原賠法は国家の援助が義務的補償ではない点においては日本と同じく、永久的措置である点においては日本と異なる。

(2) 原子力事業者が免責される場合

これは異例的に甚大な天災、地変、戦争またはこれに準ずる事変により原子力損害が発生する場合における政府の援助に関するものである。このような場合における被害者は原子力損害による被害者であるというよりむしろ国家的社会的災害による被害者である。政府はこの法の規定とは関係なく一般的異常災害と同様に援助をすることができるが、異例的に巨大な原子力災害という特質のため政府が必ず援助を行うようにこれを明記している。

Ⅲ 損害賠償措置

1. 賠償措置の必要性和強制

原子力事業者に対して、いくら厳格な無過失責任を賦課したとしても、その履行が確実でない場合、被害者にとってはなんらの意味がない。したがって原子力事業者の無過失責任を資金的に確保するためにはなにか特別な措置を講究する必要がある⁽¹¹⁾。

このように、なにか特別な損害賠償措置を講究すれば、損害賠償の確実かつ迅速な履行を確保することにより被害者を保護し、一方、原子力事業者に対しては偶発的な賠償負担が経常的な保険料等の支払によって処理されるという意味においてすべての者に対して利益になるということができる。

したがって原賠法は原子力事業者が原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結または供託の如き損害賠償措置をした後でなければ原子炉の運転等を行うことができないようにしている（原賠法第5条）。

原子力事業者がこの規定に違反したときには、3年以下の懲役、または300万ウォン以下の罰金に処したり、これを併科する（原賠法第19条）。

日本の“原子炉等規制法”においては、原賠法上損害賠償措置を取らず原子炉等の運転等をした場合内閣総理大臣または主務大臣は当該原子力施設に関する原子炉設置等の許可または指定を取り消すかまたは1年以内の期間を定め事業停止を命ずることができる（原子炉等規制法第20条第2項、第33条第2項、第46条の7第2項、第51条の14第2項、第56条）と規定しているが、韓国の原子力法においてはこれに関連した規定はない。但し、原子力損害賠償補償契約に関する法律第15条第2項において原賠法第5条第1項の規定違反を理由に政府が補償契約を解止することができるとのみ規定している。

2. 損害賠償措置の内容

(1) 損害賠償措置の概要

損害賠償措置は“原子力損害賠償責任保険契約＋原子力損害賠償補償契約”またはこれに相応する“供託”であり（原賠法第5条第2項）、これは科学技術処長官の承認を得なければならない（原賠法第6条第1項）。

一般的に原子力事業者は責任保険契約＋補償契約として損害賠償措置を取っており、このような措置は二つの契約を一括しなければ有効にならないのでこの中の1個だけの単独契約では損害賠償措置として認定されない。

損害賠償措置金額は一つの工場または一つの事業所毎に（原子炉を船舶に設置する場合には、1隻毎に）90億ウォンを限度として原子力施設の種類によって定められている（Ⅲ－4－(2)参照）。

(2) 原子力損害賠償措置の種類

a. 原子力損害賠償責任保険契約＋原子力損害賠償補償契約

(a) 原子力損害賠償責任保険契約

原子力損害賠償責任保険契約はもっとも典型的なものであって原賠法第7条第1項は同契約の成立要件を定めている。また、同条第2項においては同契約の条件に関して科学技術処長官の承認を得ることにしている。

韓国においては現在この保険を韓国再保険株式会社で取り扱っているが、

保険約款としては次の如き 3 種類がある。

- i. 原子力施設賠償責任保険約款
- ii. 原子力輸送賠償責任保険約款
- iii. 原子力財産保険約款

(b) 原子力損害賠償補償契約

原子力損害賠償補償契約は原子力事業者の損害賠償責任が発生した場合、保険契約により填補することができない原子力損害を原子力事業者が賠償することによって生じる損失を政府が補償することを約定し、原子力事業者は政府に補償料を納入することを約定する契約である（原賠法第 9 条第 1 項）。

これは一定の事由以外の事由により責任保険で填補することができない原子力損害に対しては政府が補償契約を通じて填補しようとするものである。

補償契約で定める原子力損害の範囲、補償料及び補償契約に関する事項は原子力損害賠償補償契約に関する法律で定めている（原賠法第 9 条第 2 項）。

補償契約金額は賠償措置額に相当する金額として大統領令で定める金額であり（補償契約法第 5 条）、原賠法施行令第 3 条で規定する賠償措置額と同額である（補償契約法施行令第 3 条）。

原子力事業者が原子力損害に対する損害賠償措置として保険契約及び補償契約以外の措置をしているときには、当該措置により原子力損害の賠償に充当することができる金額または他の補償契約を締結しているときには、その他の補償契約により原子力損害の賠償に充当することができる金額を控除した金額とする（補償契約法第 5 条但書）。

責任保険で填補しない損害として政府が補償契約により填補する損失は次のとおりである（補償契約法第 4 条）。

- i. 大統領令で定める正常運転時により生じた原子力損害

補償契約法施行令第 2 条第 1 項で正常運転等の範囲を定めている⁽¹²⁾。

ii. その他大統領令で定める原子力損害

- ・ 海溢、洪水、暴風雨または落雷により生じた原子力損害
- ・ 原子力事業者が原子力損害賠償責任保険契約により填補されることができる期間が満了する前まで原子力損害の被害者から賠償請求がなかった原子力損害、但し、原子力損害の被害者がやむをえない事由で賠償請求をすることができないものに限る。

b. 供託

原子力事業者は責任保険契約及び補償契約の締結にかわってそれに相応する金額を供託することによって賠償措置義務を履行することができる（原賠法第5条第2項）。

損害賠償措置は現実的には責任保険契約及び補償契約の締結が一般的な形態であるが、特別な事情があり賠償措置額の一部または全部を供託しなければならない場合もあるのでこれに準備して供託制度を認定している。

損害賠償措置としての供託は原子力事業者の主な事務所を管掌する地方法院に金銭または大統領令で定める有価証券によって行うが（原賠法第11条）、これによって供託することができる有価証券は“資本市場育成に関する法律第4条”の規定により保証金等にかわって納付される上場有価証券である（原賠法施行令第4条）⁽¹³⁾。

3. 損害賠償措置の原因行為（原子炉の運転等）

原子力事業者が損害賠償措置をしなければならない行為は原子炉の運転等である。ここで“原子炉の運転等”というのは次に該当するものと、これに付随して行う核燃料物質またはそれにより汚染されたものの運搬、貯蔵または廃棄をいう（原賠法第2条第1項）。

その内容を詳述すれば、

(1) 原子炉の運転

(2) 変換であって大統領令で定めるもの（原賠法施行令第2条第1号）

- a. ウラン（ウラン235とウラン238を含むウランをいう）に対するウラン235の比率が天然混合率をこえ100分の5に達しないウラン及びその化

化合物またはこれらの物質の1以上を含む物質であって、ウラン235の量が2,000グラム以上の核燃料物質の変換

b. ウラン（ウラン235とウラン238を含むウランをいう）に対するウラン235の比率が100分の5以上のウランおよびその化合物またはこれらの物質の1以上を含む物質であってウラン235の量が800グラム以上の核燃料物質の変換

c. プルトニウムおよびその化合物またはこれらの物質の1以上を含む物質であってプルトニウムの量が500グラム以上の核燃料物質の変換

(3) 加工として大統領令で定めるもの（原賠法施行令第2条第2号）

ここでは変換に該当する核燃料物質の加工をいう。

(4) 使用済み核燃料処理であって大統領令で定めるもの（原賠法施行令第2条第3号）。

a. 原子炉の燃料であって使用した核燃料物質等原子核分裂をさせた核燃料物質を研究または試験を目的として取り扱う使用済み核燃料処理。

b. 原子炉の燃料であって使用した核燃料物質等原子核分裂をさせた核燃料物質を物理的、科学的方法で処理して核燃料物質と他の物質に分離する使用済み核燃料処理。

(5) 核燃料物質の使用であって大統領令で定めるもの（原賠法施行令第2条第4号）。

ここでは変換に該当する核燃料物質の使用をいう。

4. 損害賠償措置金額

(1) 損害賠償措置の単位－敷地主義

損害賠償措置を講ずる単位は“1工場または1事業所当り”である（原賠法第6条第1項）。これを敷地主義という。

例えば1事業所内において2以上の原子炉を設置したり原子炉の運転および加工を行う場合においても損害賠償措置は一つであり、事業所内に所在するすべての対象施設に関する損害賠償措置額の合計額が損害賠償措置額になるのではなくて、そのような損害賠償措置額中最大のものが当該事業所の損害賠償措

置額になる。

原賠法において敷地主義を採択したのは1工場または1事業所において損害が発生した場合、それがどの施設から発生したものを確認しにくい事態に対備するためである。但し、敷地外において核燃料物資の運搬に関してはその性格上敷地主義が適用されない⁽¹⁴⁾。

このように敷地主義により原子力事業者はその敷地において発生した損害に対していつでも填補をうけることができ、被害者としてもその損害賠償措置により権利を行使することができるようになる。

(2) 損害賠償措置額の限度

損害賠償措置額は1工場または1事業所（原子炉を船舶に設置する場合には1隻）毎90億ウオンを限度に大統領令で定める金額の範囲内において科学技術処長官の承認を得る金額である（原賠法第6条第1項）。

これによって原賠法施行令第3条においては賠償措置額を別表で定めておりその具体的内容は次のようである。

＜別 表＞ 賠償措置額（第3条 関連）

区 分	賠償措置額
1. 熱出力が1万kWをこえる原子炉の運転（原子炉の運転をする工場及び事業所内においてその原子炉の運転に伴って行われる核燃料物質またはそれによって汚染されたものの運搬、貯蔵、廃棄を含む。以下第2号乃至第4号においても同じ）	60億ウオン
2. 熱出力が100kWをこえる1万kW未満の原子炉の運転	10億ウオン
3. 熱出力が1kWをこえる100kW未満の原子炉の運転	2億ウオン
4. 熱出力が1kW未満である原子炉の運転	2千万ウオン
5. 変換（変換をする工場や事業所内においてその変換に伴って行われる核燃料物質またはそれにより汚染されたものの運搬、貯蔵、廃棄を含む）	

a. 商業用の場合	2 千万ウオン
b. 研究用等の場合	1 千万ウオン
6. 加工（加工をする工場や事業所内においてその加工に伴って行われる核燃料物質またはそれにより汚染されたものの運搬、貯蔵、廃棄を含む）	
a. 商業用の場合	2 千万ウオン
b. 研究用等の場合	1 千万ウオン
7. 使用済み核燃料処理（使用済み核燃料処理をする工場や事業所内においてその使用済み核燃料処理に伴って行われる核燃料物質またはそれにより汚染されたものの運搬、貯蔵、廃棄を含む）	
a. 商業用の場合	20 億ウオン
b. 研究用等の場合	10 億ウオン
8. 核燃料物質の使用（核燃料物質を使用する工場や事業所内においてその核燃料物質の使用に伴って行われる核燃料物質またはそれにより汚染されたものの運搬、貯蔵、廃棄を含む）	2 千万ウオン
9. 原子炉の運転、変換、加工、使用済み核燃料処理または核燃料物質の使用に伴って行われる核燃料物質またはそれにより汚染されたものの運搬、貯蔵（原子炉の運転、変換、加工、使用済み核燃料処理または核燃料物質を使用する工場や事業所内においてその原子炉の運転、変換、加工、使用済み核燃料処理または核燃料物質の使用に伴って行われる運搬、貯蔵を除く）	2 千万ウオン
10. 原子炉の運転または使用済み核燃料処理に伴って行われる使用済み核燃料の運搬（原子炉の運転または使用済み核燃料処理をする工場や事業所内においてその原子炉の運転または使用済み核燃料処理に伴って行われる運搬を除く）	2 億ウオン

く)

備考：同一の工場や事業所（原子炉を船舶に設置する場合にはその船舶をいう。

以下同じ）において行う原子炉の運転等が表各号の事項中 2 以上の事項に該当する場合には、その該当事項に対する賠償措置額中多い金額を当該工場や事業所の賠償措置額とする。

(3) 補完命令

1 事業所内において 2 以上の原子力施設がある場合、一つの原子力施設で事故が発生し損害賠償措置が執行されたり、または一つの原子力施設がある場合に事故等により損害賠償措置が執行されれば、いずれの場合においても損害賠償措置額は法定金額を下回ることになる。

したがって科学技術処長官は原子力事業者が原子力損害を賠償することにより、将来の原子力損害の賠償に充当する金額が賠償措置額に達しなかった場合において原子力損害賠償の履行を確保するために必要なときには、当該原子力事業者に対して期限を定め賠償措置額に達するよう補完を命ずることができる（原賠法第 6 条第 2 項）

しかしこのような命令があっても原子炉の運転等が中断されるのではない（原賠法第 6 条第 3 項）。これはたとえ損害賠償措置額に達しなかった場合でも稼動中にある原子炉の運転等を中断するものはいへん不合理であるためである。

IV 原子力損害賠償審議会制度

1. 設置目的

原子力損害はその事故の大規模性、事実認定の困難性等に照し損害賠償の適切で円滑な処理を図るために特別な紛争処理機関を設置する必要がある。

このような目的のために原子力損害賠償紛争審議会（以下“審議会”という）を設置して和解の調停をするようにしている。

2. 審議会の構成及び機能

(1) 審議会の構成

原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合に和解を調停するために科学技術処に審議会をおくことができ（原賠法第15条第1項），その構成に必要な事項は大統領令に委任されている（原賠法第15条第3項）。

審議会は委員長を含む11人以内の委員によって構成され，同審議会の委員長は科学技術処次官である。委員は科学技術処所属公務員，判事，検事，弁護士資格がある者，医師および保険または農林，水産に関する学識と経験がある者の中で科学技術処長官が任命または委嘱する者である（原賠法施行令第7条）。

審議会は常設機関ではない。これは原子力事故がその発生頻度および発生可能性がほとんどないのでこれを常設機関化することは非現実的であるのである。

(2) 機能

審議会の業務は紛争に対する和解の調停と和解の調停を行うために必要な原子力損害の調査および評価である（原賠法第15条第2項）。

審議会が和解の調停を行うのは当事者の申請がある場合が通例であるが，被害者に対する賠償の迅速な履行のために審議会が職権で調停することも可能である。

審議会が各種調査を通じて独自の調停案を提示したとしてもこれが直ちに両当事者を拘束するのではなく，両当事者がこの調停案を受諾した場合に限ってはじめて和解契約が成立され両当事者を拘束することになる。

(3) 審議会の運営および手続

審議会は原賠法の制定以後その設置根拠はあったが，長期間審議会の運営に必要な施行令の制定が遅延されていた。しかし遂に1987年原子力損害賠償法施行令改正の時，大統領令第12,092号（1987.3.19）でその内容が大幅に整備された。

ここで特記すべき事項は原子力事故による被害者が多数発生する場合に対備して民事訴訟法上共同訴訟制度の趣旨を一部導入した点である。以下において原賠法施行令第8条乃至第18条の内容を略述する。

a. 委員長の職務（同令第8条）

委員長の審議会代表権と会務統括権を規定している。

b. 審議会運営（同令第9条）

委員長の審議会召集権と審議会の議決（在籍委員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成）に関する事項を規定している。

c. 和解の調停申請（同令第10条）

和解の調停申請書に記載すべき事項を規定している。

d. 紛争当事者が多数である場合代表者の選定（同令第11条）

e. 科学技術処長官の和解の調停申請の勧告（同令第12条）

f. 審議会の和解の調停事件の分離または併合（同令第13条）

g. 利害関係ある第三者の参加制度（同令第14条）

h. 和解の調停中断および終了（同令第15条）

i. 幹事（同令第16条），委員手当（同令第17条），運営細則（同令第18条）

3. 放射線被害主張の事例

韓国においてこれまで原子力事故によって第三者に対し原子力損害賠償をした例は1件もない。ところが1988年から原電の周辺住民の放射線被害の主張が急増した。もちろん、このような主張はすべて精密調査の結果、根拠がなかったことに判明されたが、これからもこれに類似した主張が再発する可能性もあり、状況によっては和解の調停のために審議会の構成も予想されるから参考のために最近に発生した放射線被害主張の事実を簡略に紹介することにする。

<Case 1> 霊光原電の韓国電力補修株式会社（以下“韓補”という）雇員である金某氏夫人の無脳胎児流産事件⁽¹⁵⁾

霊光原子力発電所で舎宅の警備員として勤務する金某氏夫人は1988年11月と1989年6月二度にわたって無脳胎児を流産し、これが周辺原電の放射能汚染と関連があると主張したが、このような主張事実が1989年7月29日から7月31日までTVおよび新聞に報道された。

この報道においては金氏が舎宅警備員としてはたらく前に霊光原電の補修会社である韓補の日用人夫として発電所のタービンとコンデンサー作業場で勤務中はげしい頭痛と眩気症等によって健康が悪くなり、1988年5月職場をやめて1989年

5月霊光原電の舎宅警備員として雇傭されたということであり、霊光綜合病院関係者によれば奇形児の妊娠は遺伝的な場合や放射能、薬物中毒等その原因不明の場合もしばしばある。しかし、金氏夫人は薬物中毒状態ではないので放射能の影響を全く排除することができないとのことであった。

ところが、1990年1月8日から1月15日まで8日間を入院して病歴聴取、理学的検査および各種の臨床検査をうけた結果金氏夫人の無脳胎児の流産は原電の放射線とは無関係であることが判明された。

<Case 2> 古里韓補雇傭員金某氏の白血球減少事件⁽¹⁶⁾

1989年8月8日釜山地域の某日刊紙を通じて古里原電3, 4号機において一ヶ月間、蒸気発生器の配管のさび除去人夫としてはたらいた経験がある金氏が古里原電に再就業のために韓一病院の古里分院で検査をうけた結果、白血球が減少し就業を拒否されたとして放射能汚染与否を判定してくれるよう訴えてきたとの主張が報道された。

一方、この報道によれば金氏は古里原電に勤務以後首と胸に10余個の赤い斑点が現われ、つめでかくと血が止まらない症勢と貧血、無気力症勢にわずらわされ、身体検査の結果、担当医師は金氏の場合、骨髓機能が低下し、造血機能が落ち、血小板が減っていることと判断され放射線被ばく可能性を排除することができないとしたのである。

したがって、これに対する原因糾明のために金氏は、1989年8月14日から8月23日までソウル大學校附属病院で精密検診をうけ、その結果金氏は放射線とは無関係な活動性慢性肝炎とこれに関連する亢進症による症状であることが判明された。

<Case 3> 韓国電力公社職員の朴某氏の死亡事件⁽¹⁷⁾

原子力発電所で韓国電力公社の職員として放射線管理分野で勤務した朴氏が淋巴腺腫瘍で死亡したので、家族は朴氏の死亡原因が放射線被ばくであると主張し、真相糾明を要請したので、公害追放運動連合は政府に原電労働者の放射線被ばく実態に関する合同調査を提案したという報道が1988年12月にあった。

この報道によると朴氏は家族に対し自分の業務が原子炉周辺の放射線測定等の

ため放射線に多く露出されることになり自分の放射線被ばく記録も一部漏落された場合があったとのことである。

この事件に対して韓国電力公社は朴氏の死亡原因が放射線による癌発生のためであると主張するのは論理に反するとし、また原電運営において韓電はできるかぎり放射線被ばく量を少なくするために設備および制度改善の努力をたえず努めていること、そして放射線作業従事者の健康管理にも万全を期しているとのことだけでこの事件の具体的処理結果に対する公式的な言及はない実情である。

<Case 4> 霊光原電隣近海域の奇形魚事件⁽¹⁸⁾

1989年3月23日光州KBS-TVに霊光原電隣近で奇形魚が捕獲されたとの内容が放映され、つづいて1989年4月15日字、全南日報および4月16日字東亜日報、朝鮮日報、中央日報に霊光郡の法域面漁民が3月末捕獲した奇形魚関連報道があった。

奇形魚報道以降、住民が奇形魚3匹を提供した。これらは1989年4月3日捕獲した背が曲ったぼらとえらにこぶがつけられている魚および1989年4月24日アンマ島西南端15マイルの海上で捕獲された背が曲ったすずきであり霊光原電ではこれを直ちに放射能分析を実施するとともに水産専門機関に重金属分析を依頼した。

霊光原電で実施した放射能分析結果、放射能は検出されず1989年6月水産専門機関で重金属分析をした結果、原子力発電所で排出されなかった鉛、銅、亜鉛、砒素、カドミウム等が相当量検出され原電とは無関係であることが判明された。

V 原子力損害賠償法と他法との関係

原子力損害賠償制度は原子力損害賠償の取り扱いに関して例外的な規定をした制度であるので一般的な他制度との調整が必要である。

1. 国家賠償法との関係

国家賠償法は国家または地方自治団体の損害賠償の責任と賠償手続を規定する一般法である。

しかし国家が原子力事業者として原子炉の運転等を行う場合の原子力損害に対しては原賠法が適用され無過失賠償責任を負うことになる。

但し、原賠法においては賠償措置に関する規定（第5条乃至第13条）が適用されない（原賠法第18条）。これは国家の賠償義務履行を一般的な財政支出の原則によって処理する方針であるからである。

ところが日本の原賠法においては第3章（損害賠償措置に関する規定）、第16条（国家の措置）、第7章（罰則に関する規定）の規定は国家に対して適用が排除しているのに反して、韓国の原賠法においては政府の措置（原賠法第14条）、罰則（原賠法第19条）に関する規定が原賠法第18条に含まれていないのであるがこれは将来同法の改正時整備すべき事項であると判断される。

2. 原子力法との関係

(1) 問題の提起

原賠法第2条第2項但書においては原子力事業者がこうむった損害および原子力事業者の従業員が業務上こうむった損害は原子力損害からこれは除外されるので原賠法上一応産業災害補償保険法との損害の2重填補を防止するための調整規定が不必要になった。

ところが韓国においては従業員に対する補償根拠を原子力法で規定しており、その具体的な補償基準は各々の原子力事業者が定め、科学技術処長官が認可した補償基準に適應するようにしているが、1990年11月6日科学技術処長官の承認を得て最初に制定、公布された放射線災害補償基準第7条（他の補償または賠償との関係）において産業災害補償保険法との関係を調整している。しかしこのような規定がなぜ原賠法でない原子力法令にあらわれることになったか、はっきりせず、果してこのような規定を原子力法で取り扱う必要があるかについては相当な疑問を感じざるをえない。

(2) 関連規定

原子力法第109条において原子力利用とこれにともなう安全管理中に放射線により身体または財産に被害をこうむった者は大統領令で定めるところにより、正当な補償をうけると規定していて、同施行令第334条においては原子力利用の中に放射線により身体または財産に被害をこうむった者に対しては次の区分による補償をすることにしている。

- a. 原子力関係事業者とその従業員が業務上こうむった損害に対しては各々の原子力事業者が定め、科学技術処長官が認可した補償基準により、
- b. 国家公務員が原子力関係業務を遂行する過程でこうむった損害に対しては公務員年金法で定めるところによる。
- c. 第1号および第2号以外の者に対しては原子力損害賠償法で定めるところによることにしている。

韓国の補償基準が制定された背景は原子力に対する国民の関心が高まるにつれて1989年臨時国会においては野党の一国会議員がこの問題を指摘することによってこれに対する本格的な検討が始められた。

即ち、原子力法施行令においては原子力事業者が補償基準案を作り科学技術処長官の認可をうけることになっているがその当時には認可された補償基準案が全くなかった。そして科学技術処はすべての原子力事業者に対し基本的に適用される標準基準案を制定して1990年11月6日これを公布した。

この基準は本文10ヵ条と付則2ヵ条で構成されている⁽¹⁹⁾。ここで重要な内容は身体上の災害に対する補償基準は産業災害補償保険法で定めるところによること(第4条)と、産業災害補償またはその他の補償をうけた場合その補償金額を控除した残額を支給するということである(第7条)

(3) 批判

日本の原賠法は原則的に原子力事業者の従業員を原賠法の適用対象としている(原賠法第2条第2項)。但し、労災保険等による給付と原賠法による給付間に損害の2重填補という事態が発生しないように付則第4条においてこれを調整する規定をおいている。

即ち、原子力事業者はその従業員がこうむった全損害に対して賠償責任を負うが、将来の労災給付等により填補が想定された部分に関しては当該部分を損害発生時点において一時金で換算し、この換算額を限度に原賠法上賠償責任の履行が猶予される⁽²⁰⁾。

このように日本の例を参考にすると韓国の場合基本的に損害賠償法の基本原理を誤解した痕跡が多少うかがわれる。また、従業員に対する2重填補の防止

のための関連規定があまりにも複雑であると判断される。したがってこの問題もこれから整備されねばならないと思う。

VI 立法論

責任保険，その中でも強制責任保険の目的は被害者の保護および企業の健全な発展を図ることである。しかし，ここではあくまでも被害者の保護が主な目的であり企業の健全な育成は副次的な目的である。

ところが，原子力損害賠償責任保険は被害者の保護は勿論原子力事業の健全な発展も主な目的としているという点において同一な類型の強制賠償責任保険である自動車賠償責任保険および産業災害補償保険とも異なる特性が反映されている。

韓国の現行原賠法はその制定当時日本の原賠法をモデルとしたために全般的な構造が日本と極めて類似した点が多い。しかし，韓国は日本とは地理的，社会的条件および原子力産業の発展状況が異なる。したがって，将来の原賠法改正の時，次のような事項を十分に考慮しなければならない。

1. 原子力事業者の無限責任制度

原子力事業者は原子炉の運転等により原子力損害が発生したときにはその損害を賠償すべき絶対無限賠償責任を負担しなければならない（原賠法第3条第1項）。しかし，原子力損害賠償に関する各国の立法例および国際条約をみれば大部分は原子力事業者の責任を制限している。

今日，一般国民の生活に必須的な財貨およびサービスを供給する企業がそれによる災害に対して絶対無限の責任を負担することになれば企業の健全な育成はほとんど不可能である。

特に，原子力事業の核心である原電事業において韓国は1個の公企業である韓国電力公社がこれを遂行している。たとえ，政府が原子力事業者に対して必要な援助をするとしても原子力事業者の健全な育成という次元において原子力事業者の責任を有限責任制度に転換することが適切であると思う⁽²¹⁾。

2. 損害賠償措置額の引上げ

損害賠償措置額（責任保険契約金額および補償契約金額）は各々90億ウオンを

限度に大統領令で定める金額であり、現在その金額は60億ウォンを最高限度としているが（原賠法施行令第3条）これをより上向調整する必要があると思う。その理由としては、

第1は、原賠法上の責任保険は危険の社会的分散という本来の趣旨とは別に将来に発生する万一の事態に対する賠償責任を予備する制度としての性格が強く、

第2は、韓国の原電は大部分人口が密集している大都市の近所に位置していて万一事故が発生する場合その被害が深刻な損害を惹起する可能性が高い、原子力事業者の経済的な負担能力を考慮するとき賠償措置額の引上げとともに国際的再保険を通じて危険をより合理的に分散する必要があるのである⁽²²⁾。

3. その他

チェルノブイリの原電事故を契機として国境を越えた原子力損害に対する関心が国際的に高まっている。現在、韓国は原子力損害に対する国際条約である“パリ条約”や“ウィーン条約”に加入しておらず、また国際間の原子力損害に関する法制度が全く整備されていない。したがって、国境を越えた原子力損害に対する国内法の基本方向を設定しなければならない。

また長期微量被ばく問題、避難費用問題および損害賠償の優先支給順位問題等に関しても深く検討しなければならない。

(注)

- (1) 日本エネルギー法研究所，日本の原子力損害賠償制度，1989年，4頁－5頁 “日本の原子力損害賠償制度は
 1. 原子力事業者の賠償責任について，無過失責任を始めとする特別な重責任を負担させ免責事由を制限すること
 2. この責任の履行を確保するために損害賠償措置を強制し具体的な手段としてはまず民間保険による原子力保険制度を確立すること
 3. 民間保険市場の消化能力による填補金額限度および保険約款上の填補範囲の制限を補完するために国が援助等を行うことによって成立する”としている
- (2) 日本科学技術庁原子力局監修，原子力損害賠償制度，通商産業研究社，1980年，43頁－44頁
- (3) 原子力法第10次改正時（1986.5.12 法律 第3850号）放射性廃棄物管理を効率的に進めるために放射性廃棄物管理基金を設置した（原子力法第84条の2），政府は放射性廃棄物管理事業を韓国原子力研究所に委託して実施することとし（原子力法第85条第2項），現在韓国原子力研究所附設原子力環境管理センターは中，低準位放射性廃棄物処分場の建設を進めている
- (4) 金澤理，西嶋梅治，倉澤康一郎，IV 傷害，新種物保険，日本評論社，1976年，159頁
- (5) 前掲注2 原子力損害賠償制度，56頁
- (6) 原子力法第33条第1項において“研究用または教育用の原子炉および関係施設を建設，運営しようとする者または原子炉を船舶（軍艦を除く。以下同じ）に設置，運営しようとする者あるいは大韓民国の国籍を有していない者または大韓民国の法令により設立された法人や団体でない者が所有している原子炉を設置する船舶（以下“原子力船”という）を大韓民国の領域の内で運営しようとする者はその種類別に大統領令で定めるところにより科学技術処長官の許可を受けなければならない”と規定している。
- (7) J.P.H.Trevor, “Third Party Liability of the International Legal Framework

in National Legislation” , IAEA Insurance for Nuclear Installation, Legal Series No.6, 1970年, 43頁

- (8) 前掲注 1 日本の原子力損害賠償制度, 8 頁
- (9) 前掲注 2 原子力損害賠償制度, 62頁－63頁
- (10) 成哲勳, 原子力損害賠償制度と責任保険に関する研究, 崇實大学校修士学位論文 p 1988年, 82頁－83頁
- (11) 前掲注 2 原子力損害賠償制度, 67頁
- (12) 前掲注 2 原子力損害賠償制度, 139頁

正常運転によって原子力損害が発生することは通常考えられないが, 一般的にいて原子力分野については今後研究等により新たな知見を習得得られることも予想され, 現在の最高の知識をもって正常なものと考えても損害が発生する可能性を全面的には否定できないため正常運転による原子力損害を政府補償契約で填補することとしている。

(13) 上場有価証券とは

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別な法律によって設立された法人が発行する債券
- 4. 社債券
- 5. 特別な法律によって設立された法人が発行する出資証券
- 6. 株券または新株引受権を表示する証書
- 7. 外国や外国法人が発行した証券または証書であって第 1 項乃至第 6 項の証券や証書の性質を具備するもののの中に財務部長官が指定したもの
- 8. 第 1 項乃至第 7 項の証券または証書と類似したもので大統領令で定めるものという

- (14) 前掲注 2 原子力損害賠償制度, 71頁－72頁
- (15) 韓国電力公社, 原子力発電と環境安全, 1990年, 174頁
- (16) 前掲注 15 原子力発電と環境安全, 184頁
- (17) 前掲注 15 原子力発電と環境安全, 205頁

(18) 前掲注15 原子力発電と環境安全， 209頁

(19) 韓国原子力研究所の公文（原企企 183－3983（1990.11.14）），業務上放射線補償
基準参照

(20) 前掲注1 日本の原子力損害賠償制度， 23頁－24頁

(21) 前掲注10 原子力損害賠償制度と責任保険に関する研究， 127頁－128頁

(22) 前掲注10 原子力損害賠償制度と責任保険に関する研究， 128頁－129頁

第四章 台湾の原子力損害賠償制度

朱 伯松 (台湾大学法律学系副教授)

第四章 台湾の原子力損害賠償制度

I はじめに — 核損害賠償法の成立

1940年代に入って原子力についての科学的疑惑はかなり解明された。そのため、第2次世界大戦中広島、長崎に投下された原子爆弾がもたらした空前絶後の被害により、世界各国がおそろしいほど人間を殺傷する力をもつ原爆に脅かされながら、その使用を厳しく制限しようとして反省して、核兵器使用禁止というような国際条約を締結しているのが、今日の現状である。一方、原爆の威力に脅威を感じると同時に、技術上可能なかぎりにおいてこれを広く利用すべきだと考え、石油が欠乏した時、その代わりに有効に使用できるもう一つの新しいエネルギー源として原子力を試みてきた。そのため、1953年アメリカのアイゼンハワー大統領の「原子力平和利用計画」(Atoms for Peace Plan)⁽¹⁾により、アメリカ及び世界各国では原子力を平和に使用する運動が起きた。また、国際社会において、最も大規模な原子力平和利用組織 — 国際原子力機関 (IAEA) は、1955年に国連大会で決議によって設立された。以来30年余り、IAEAを始め各国の努力によって原子力の平和利用はすでに科学・医学・農工商業各分野に大きな成果をおさめた。このことは1990年⁽²⁾までに、世界中で発電に使う原子力装置が400基に上るという事実にも最も具体的に裏付けされている。

こうして国際原子力科学技術の高度な発展及び平和利用を前提として、我が国も1955年にアメリカと「中美合作研究原子能和平用途協定（米台原子力平和運用の共同研究に関する協定）」を結んで、アメリカと研究用核反応器の製造について協力した。この時点より少し前、実用原子力科学技術の研究及びその運用を推進するため、我が国は行政院（内閣にあたる）の下に「行政院原子能委員会」（行政院原子力委員会）を設置した。そして13年後の1968年に原子力法制定の発表を行った⁽³⁾。これは政府が核政策を規範するために作ったものである。原子力法第29条の規定には「核事故の発生により、人民が財産損害または人体損害を生じた場合、適当に賠償すべき、賠償方法は別に法律が定める」とあり、これによって、政府は1970年に全文5章34条の「核損害賠償法」を公布、実施した。

核損害賠償の法規範⁽⁴⁾ に関して、各国が独自の国内法をもつ以外に国際間において、欧州経済協力機構（O E E C）が管轄した欧州原子力機関（E N E A）が作成した「原子力の分野における第三者責任に関する条約」（パリ条約と略称）と、1963年、国際原子力機関が作成した「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」（ウィーン条約と略称）がある。ウィーン条約を調印した時、我が国はまだ国連の加盟国であった。又、国際原子力機関が成立した時、我が国もその原加盟国で、そして核エネルギー発展に関する政策を推進することを考慮することに基づき、我が国⁽⁵⁾ も1963年5月21日に当条約を調印した。1971年、我が国が公布実施する核損害賠償法は、一部分パリ条約の影響を受けた以外、主にウィーン条約の影響を受けた。これについてはウィーン条約の調印との関係を見捨てることはできない。またほかに、言及しなければならないのは、わが核損害賠償法の成立の背景には、日本の原子力損害賠償法があり、両者は非常に相似している。すなわち、核損害賠償責任帰属を論ずることにおいて、核施設事業者（原子力事業者）責任集中制を採用する。核施設ないし核燃料提供者が責任を負うべきかどうかという論議に関与しない。それはアメリカなどの核大国の要求を受け入れたためである⁽⁶⁾。但し、この問題について、次に言及し分析する。

II 核損害賠償法の構成

核事故により、他人に生命、身体、健康など、人格利益または財産に対する損害を生じさせたものは、本来不法行為により、人に損害を与えたという法律事実該当するため、民法立法行為規定の規範を受けなければならない。但し、我が国はすでに核損害賠償法を公布実施したため、優先的にこの法が適用されるのである⁽⁷⁾。この法は我が国で少数の無過失責任の立法例で、一般立法行為法規範の過失主義と異なるものである。なお、この法律は、無過失責任の導入以外、核施設事業者責任集中制及び限額損害賠償主義を採用している。従って次にこの3つの特徴を項目に分けてこの法の構成を説明する。

1. 責任主体

現行核損害賠償法（以下核賠法と略す）の中に、責任主体に関する規定は、第7条、第11条から第13条及び第22条で、他に第14条、第15条及び第21条等3つの

条文は、責任主体論に関係があるが、そのポイントは連帯損害賠償責任の成立、または求償権の発生にある。これは別に説明するが、ここではその主体部分について分析する。

核賠法第22条の規定に、「核施設事業者以外の人、核損害に対して、この法に特別な規定以外には、賠償責任を負わない」とある。この条文の規定方式は反面の語法で表現しているが、核施設事業者集中原則を最も具体的かつ明確的に確立する条文の一つ⁽⁸⁾である。だが、条文は、この法に特別な規定がある場合、核施設事業者でなくても、核損害賠償責任を負うべきと規定している。一体これは何を指しているのだろうか。この点はアメリカを含んだ各核大国の核施設又は核燃料提供者が、我が国に核施設または核燃料を販売する時、疑われる場合が多い。ときおり、この条文の規定により、核損害賠償責任を負うべきことを理由に契約を拒否する。実は、この規定は、第19条の規定に対応しているものである。第19条の規定は、立法院（国会にあたる）で審議した草案に、「核損害及び核損害以外の損害は、核事故により生じたもので、又は核事故及び他の事故と重なった原因により生じた場合において、核損害以外の損害と核損害と合理的に分けられないとき、当該核事故による核損害と見なすものとする。但し、損害は核事故及びこの法に適用しない遊離輻射と重なった原因により生じたもので、この法において、遊離輻射を発生した人は、被害者又は賠償請求権がある人に対しての責任を制限しないし影響しない」とある。原草案但書は、現行法第3条及び第11条第2項におけるこの法が適用されない損害賠償責任を負う場合を指している。但し、当該但書は立法院2読会（第2回審議）の時、削除された。しかし第22条の「特別規定」という文字が併せて削除されなかった。そのため、解釈上の疑義を生じかねない⁽⁹⁾。

核施設事業者責任集中制を採用するのはこの法の立場だが、核施設事業者とは何だろう。この点について、この法は原則的な規定方式を採用し、どういうものが核施設事業者に該当するか決めない。すなわちこの法は、第7条の規定のみで、「政府により任命されまたは核施設⁽¹⁰⁾の事業を審査し許可された者をいう」と定めている。核施設事業者⁽¹¹⁾はこの法において特別規定を除いて、または第13

条第1項の第1⁽¹²⁾、2号に、別に書面で賠償すべき人を確定する以外、核施設内で核事故により生じた核損害を賠償する責めに任ずるべきものとする。それ以外には、この法の規定を分析すると、核施設事業者はなお次のような核損害を賠償する責めに任ずるべきである。その一つは核物質が窃盗、遺失または抛棄されたことにより核事故が生じた場合において、その遺失、窃盗または抛棄された核物質がまだ他の核施設事業者に所有されないとき（第12条）。その二は、運送手段内における核反応器の生産動力に又は他の目的に使う予定のある核物質により、その核反応器の使用を引き続き管理者が未だ審査し許可されていない場合において核損害が生じた場合。前述した通り、この法に関する責任主体の規定は、解釈上に疑問点があるので、核損害賠償を論議する場合において、核事故及び核施設を概念的に認識することが重要である。ここで次のような説明を加える。

(1) 核事故

核事故とは、この法第9条の規定において、「同一原因により核損害が生じた事件」を言う。この条文は核損害が生じた原因⁽¹³⁾に関して、日本と違う列挙方式をもって規定する立法例だが、核損害の原因になるか否か、即ち核事故の該当性を論議する準拠となる。核損害の概念について、この法第8条の規定によると、核施設内の核燃料、放射性産物、廃棄物又は核施設の核物質を運出運入することにより生じた放射性、毒害性、爆発性又はその他の危険性に起因する生命喪失、人体障害又は財産損害が該当する。又は核施設における他の放射源により生じた遊離放射に起因する前述した法律上の損害が生じたものを言う。前述した概念は認識上において非常に困難ではなく、また法律に適用するのに疑問点もないが、同一原因とは何だろう。この点について、立法資料をまんべんなく調べても理解できない。だが、これは前述したパリ条約第1条(9)項に類似する規定があるため、参考になると思う。当該条文の規定に、「核事故とは、同一根源(Origin)により生じた事件(Occurrence)または事件の続き(Succession of Occurrence)により人に損害が生じた事実を言う」⁽¹⁴⁾。前述した文字表現から見ると、核損害を論議する場合、損害が生じた核事故は、一つの事故に限るのではなく、事故が生じた根源は同一のものによるか否かに重

点を置く。仮に根源が同一でないとすれば、幾つかの事故が同時にまたは前後して発生した場合に、同一原因により核損害が生じた核事故だとは言えない。

(2) 核施設

核施設の概念及びその範囲に関して、この法第6条の規定では、核反応器、核物質を生産するために、核燃料を使用する工場、または核物質を製錬し若しくは照射したことのある核燃料を再度製錬する工場とされている。その中に、海上又は空上運送用工具の生産動力として、押し進めるため若しくはその他の用途に使われる核反応器は含まない⁽¹⁵⁾。他に、核物質の貯蔵を専門とする貯蔵設備も核施設に該当する。但し、運送のため仮に使われる核物質の貯蔵設備は含まない。

原則的に、核施設事業者が、一つの核施設により生じた各核事故に対し、当該法律第23条の規定に基き任ずる賠償責任は、その最高金額の限度を2億1千万元（台湾ドル）までとする。ここにいう一つの核施設は、当該法律第6条第2項の規定に基き、同一核施設事業者に属し、同一場所で幾つかの核施設を設ける場合であっても、一つの核施設に該当すると見なされる。

逆に、核事故は複数の核施設事業者に関わる場合、一つの核施設により生じたものに限らず、当該核損害は数人の事業者が賠償責任を負うべき事故によって生じたものとし、その責任が分けられない時（第14条）、又は核事故が、核物質を運送する過程により発生した場合で、かつ、各物質は、同一運送手段内又は運送するため、同一核施設に仮に貯蔵されるときには、それによって生じた核損害を一つの核事故と論ずるべきであり、当該数人の核施設事業者が、第23条の規定に基き、賠償する責任を負うべきとされる（第15条）。

2. 無過失責任主義及び核施設事業者の求償権

核施設事業者が負うべき核損害賠償責任に対し無過失責任主義を採用するのは、多くの国の核損害賠償法の特徴の一つである。中には異なる点が存在しても免責条件の難易の差及び求償権の対象がどこに及んでいるかにすぎない。以下これを中心として説明しておきたい。

(1) 無過失損害賠償原則

この法第17条前文の規定に、「核施設の事業者は、核損害が発生したことに
対し、故意又は過失があるか否かを問わず、当該法律の規定に基き賠償する責
めに任ずるものとする」とあり、これは無過失責任原則を採用するのに最も具
体的な条文である。但し、核損害が発生したとき、損害賠償の金額限度は往々
にして多大なものである。核施設事業者が巨大な損害賠償金額を恐れ核事業に
対しての投資に足をとどめること、巨大な賠償金額を負担するため、経営が窮
地においこまれ、社会全体が不安におそわれることを免除するため、最も肝心
なのは、国が核エネルギー政策を実施することである。そのため、この法に
導入された無過失損害賠償原則は、絶対的に無過失責任ではなく、相対的賠償
責任主義のみである。その具体的な内容は、核施設事業者が一定の条件で、責
任を減じる又は免除する権利を有し、第三者に対し求償権を有する以外、限度
額賠償主義及び強制的責任保険制度を採用する。ここで限度額賠償主義及び責
任保険について説明を加える。

この法第23条の規定に、「核施設の事業者が各核事故に対し当該法律に基き
任ずる賠償責任は、その最高金額の限度を 7,000 万元（ここは銀元で計算する。
台湾のお金になおすと、2 億 1 千万元になる）（第 1 項）とする。「前項の賠
償限度の内には、利息及び訴訟費用は含まれない」とある。この賠償金額限度
は1971年にこの法律が成立したとき、ウィーン条約第 5 条第 1 項にある、損害
賠償責任金額限度が 5 百万ドル（これを台湾のお金になおすと⁽¹⁶⁾ 2 億 1 千万
元になる）を超えないこと、に該当する。が、我が国はGNPが上昇するとと
もに、国民の私的権利意識が高まり、国境を越えての核損害問題を解決するた
め、この最高賠償限額を考慮しなおさねばならない。7 千万銀元とは、この法
において損害賠償の最高限額である。そして、核損害が数人の事業者が賠償責
任を負うべき事故によって生じた場合（第14条）に適用される。同時に核事故
が、核物質を運送する過程により発生した場合で、かつ、核物質は、同一運送
手段内又は運送するため、同一核施設に仮に貯蔵されるときには、それによっ
て生じた核損害は、複数の事業者が賠償する責任を負うべき場合も、これを最
高限額として核事業者が分担する。この最高限額の損害賠償を最も有効に発揮

させるため、実際に核損害の賠償金額がこの最高限額を超えた場合に、この法律の第31条の規定、すなわち「核損害は、核施設の事業者が持つ賠償責任の金額限度を超えたとき、又は超える恐れがあるとき、裁判所は、実情に応じて審査し賠償に支払える金額に対して、適当に配給しなければならない。生命喪失及び人体障害の賠償比率に関しては、財産損害の賠償より高くすべきで、かつ、後に核損害が発現したとき賠償できるように10分の1までの金額を保留しなければならない」に従う。この法に採用された限額賠償は絶対的の最高限額賠償である。つまり、実際に発生した損害額は右に述べた最高賠償限額を超えたとき、核施設事業者が賠償能力を持っているとしても、超額した部分を賠償する責任を負わなくてもいい。なお、国はこの法の第33条の規定に基き、核事故により重大な災害が発生したとき、必要な救済及び善後措置を講じなければならない。というのは社会安定及び社会秩序を維持するためである。それは国が損害を埋める義務に関わらない。

核施設事業者が右に述べた損害賠償責任に根をおろすため、この法の第24条の規定には、「核施設の事業者は、核損害の賠償責任を十分に履行できる責任限度額の責任保険又は財務保証を維持しなければならない。その責任保険又は財務保証は、原子力の担当機関により審査し決定されるべきものとする」（第1項）とある。但し、中央政府、省、市（行政院に直轄する市）、政府及びその所属の学術的な研究機構における核施設は、前項の規定を適用しない（第2項参照）。ほかに、私営の核施設に関しては、一定の限りにおいて原子力の主管機関にその責任保険金額を斟酌し適宜減らしてもらうことができる。その限度は、原子力の主管機関により定められるものとする（第3項参照）。上に述べた損害賠償の規定に、財務保証に関しては現在、これを採用する国はいまだにない。我が国も実際に実行していない。責任保険に関しては、我が国は現在、中国産物保険公司の名義で、国内の保険会社を集合し共同分担（プール）の方式で、台湾電力公司の3つの原子力発電所に保険をかけている。但し、ここで説明をつけ加えなければならないのは、この法の第24条第1項の文字の意味から言えば、その責任保険とは強制的責任保険である。但し、それに関わる法規

を調べても、この条の規定に違反したものに対して、処罰する又は取り締まる規定がない。日本の原子力損害賠償法に類似する、原子力事業者が損害賠償措置を提供する前に⁽¹⁷⁾、原子力運転等の行為をしてはいけないとの規定もない。そのため、前述した規定とは強制責任保険の規定であり、解説上の結論にすぎないと思われる。

(2) 核施設事業者の賠償責任の減免

核施設事業者が負う核損害無過失責任は、世界各国の法律において、絶対的でない無過失責任に属するが、この特徴は我が国の核賠償にも存在している。但し、この法に採用された方式は2種類のみである。それは完全責任免除及び責任軽減である。この法の第17条但書の規定にある、「但し、核事故は、国際武力衝突、敵対行為、内乱、暴動又は重大な自然災害により直接生じた場合は、この限りではない」というのは前者に属する。当該但書規定文字から見ると、ウィーン⁽¹⁸⁾条約第4条第3項(a), (b)両款を受け継いでいる。そして、敵対行為、内乱又は暴動とは、現実的武力行為を言う。そうでなければ、敵対状態になり、具体的武力行為を発動しなければ、当該核施設を侵害する要件該当性にならない。ほかに、但書に免責事由が5つ列挙しているが、私見を述べると、多数の被害者の權益を保護し、社会安定を維持する立場から見れば、免責要件該当性に対して厳しい態度で取り入れなければならない。この点について、条文に「直接」という要件を明らかにしていることから理解できる。

この法の第18条の規定に、「核施設の事業者は、核損害が被害者の作為又は不作为によって生じたことを証明すれば、裁判所は、当該被害者の賠償金額を軽減又は免除する」とある。これは前条但書規定と異なり、核施設事業者責任減免の規定であっても、その性質は民法第217条過失相殺の規定に類似している。だから、前述したこの条の文字から見ると、被害者の作為又は不作为によって生じた過失を前提にしなくてもよいが、法解釈上から考えれば、被害者の責任に帰してはいけない原因によって生じた損害は、核施設事業者が主張した責任減免を許容されるものとすれば、この法にある第17条の無過失責任主義の立法趣旨と矛盾している。この条を法根源から論ずれば、ウィーン条約第4条

第2項規定を受け継ぐ法と見なすものである。当該規定⁽¹⁹⁾に、被害者は過失があることを前提にしている。但し、我が国の法律から言えば、過失相殺とは、被害は抽象軽過失を違反することに該当する。解釈上において必ずしもウィーン条約が採用しているものと一致しない。又、この条の規定は核施設事業者が主張した過失相殺を許容される原因は、文字において、損害が生じたというのを使っているが、解釈上では、損害の発生及び拡大を考慮しなければならない。これは道理で当然なことである。

(3) 核施設事業者の求償権

この法の第21条の規定に、「核施設の事業者は、当該法律の規定に基づき賠償する場合において、左に掲げる状況の一に該当する限り、求償権を有する。

1. 書面契約により明文で規定されるもの。2. 核事故は、損害意図を持って作為又は不作為により生じた場合において、当該意図を持って行為した個人若しくは作為しない個人」とある。上に述べた法文字から見ると、条文の中に、核施設事業者がこの法の規定に基づき賠償すべきものは、下記の状況の一に該当する限りとある。当該法律は、核施設事業者の求償権に対して、極めて厳しい制限主義を取り入れている。しかもこの法の第12条及び第13条第1項第3、4両款の場合は、核施設事業者の代償責任の規定に属する。この場合であっても、この条文の規定が存在しているため、この条文の規定に該当するものでなければ、核施設事業者が核物質の窃盗人、拾得人又は運送する人に対して求償する可能性がない。論理的に言えば、核損害は、ほとんど核事故により生じたものであり、この条文にある核施設事業者がこの法に基づき賠償すべきというのは、核損害を主にしなければならない。但し、第19条の規定に、核事故及び他の事故と重なった原因により生じた場合において、核損害以外の損害と合理的に分けられないとき、当該条文の規定に基づき、当該核事故による核損害と見なすべきで、核施設事業者が全部の賠償責任を負う。そのため、解釈上において核施設事業者が共同損害を起した他の事故関係人に対して、求償権を持っていない。

この条文の第1項第1款の規定に、求償権は書面明文で規定される場合にも

ありえる。契約の自由原則により、求償権の約束に関しては信義則等の民法上の基本原則に違反しない限り、有効に求められるものとする。但し、核損害は、核施設事業者が被用者の故意又は過失行為（作為及び不作為を含む）によって生じたもので、損害の発生前後に、核施設事業者が、当該被用者に対し求償の約束を許容するが、その約束は無効になる。というのは、この法の第1条2項の規定に、「原子力平和用途により生じた損害賠償は、この法の規定によるが、この法に規定されていないものは、民法及び他の法律の規定による」とある。求償権に対して、当該法律はすでに第21条に排除性的明文化し、契約の約束により、民法第188条に回帰し適用することを許容されないとする。他に、同じ条（即ちこの法の第21条）第1項第2款に、文字の使用上においても民法慣用的文字に符合しない。つまり、「意図をもって作為又は不作為により生じた損害」等の文字表現が、現行の民法において使用されていない。その文字表現⁽²⁰⁾は、パリ条約第6条(f)項(i)款の影響を受けている。そのため、解釈では、意図とは、故意に限るべきで、過失を含んではいけない。重大な過失にしても同様である。この条の求償権の適用対象は、第18条の規定に異なっている。被害者以外の第三者に限り使える。だが、条文に、「核損害を生じた」とは、損害の発生及び拡大を意味するのである。これは両条文が共通するところである。

3. 損害賠償の請求

核損害賠償責任の主体、無過失賠償責任原則、及び賠償限額主義に関しては、上述のように説明した。ここで説明をつけ加えておきたいのは、この法に規定されている損害賠償の範囲⁽²¹⁾、損害賠償の請求（方法）、及び国の損害賠償事件における位置づけなどである。下記のように述べる。

(1) 核損害賠償の範囲

本法第11条の規定に基づき、核事故が、核施設内で発生した場合、同法第23条の最高賠償限額が適用され、核施設の事業者はこれを賠償する義務を負う。他に、同法第12条から第15条の規定により、核損害の発生が第11条に該当しない場合でも、その事故が核施設内で発生した場合も、核施設事業者が核損害賠償の義務を負わねばならない。これはすべて先に説明したとおりである。但し、

これ以外に、本法第19条に核損害賠償の範囲の拡張、第20条においては核損害賠償の範囲の削減（排除）についての特則が設けられているため、これに関してのみ一部に若干の補充がある。

本法第19条の規定に、「核損害及び核損害以外の損害は、核事故により生じたもので又は核事故及び他の事故と重なった原因により生じた場合において、核損害以外の損害と核損害と合理的に分けられないとき、当該核事故による核損害と見なすものとする」とある。本来、本法第17条の立法趣旨によると、核施設事業者が、本法による無過失損害賠償の責任を負うが、これは核事故による核損害に限られ、核事故による非核損害をも含むものではない。さらに、非核事故による核損害は、このように2種類の状況が互いに混じり合い、合理的にそれぞれを分けにくい場合—即ち、前者は、この諸々の核事故及び非核事故による核損害と、後者は、この諸々の核事故及び非核事故による非核損害と、合理的に分けられにくい場合—に限られる。こうした場合に上述した本法第17条の損害賠償の原則を貫徹しようとするれば、往々にして、責任者が責任を逃避し、被害者が、事実を合理的に区別できず、などの事実について、自由心証までの実証できないがために、救済の機会を喪失することが起こる。そのため、本法においては、ウィーン条約第4条第4項の規定⁽²²⁾を参照し、本条の明文を設けた。但し本条文の所謂「合理的区分とは、結局のところ、何を指しているのか。法の解釈上では疑いようもないことではない。個人の見解によれば、当時の科学技術の水準では、この状況を明確に区別することは不可能だと解釈しなければならない。さもなくば客観的基準を持つことは極めて難しい。

第20条における核設備経営者の核損害の賠償責任の制限及び削減の規定に関しては、完全にウィーン条約第4条第5項に規定されているとおり⁽²³⁾である。原条文の規定では、「核施設の事業者が左記の各核損害に対して負うべき賠償責任は、他の法律の規定に基づくものとする。1.核施設又はその場所において当該施設に使われ若しくは予備として使われる財産。2.核事故が発生したとき、積み込みにより生じた当該事故の核物質の運送手段」とある。ウィーン条約及びパリ条約本文と本条文の立法理由⁽²⁴⁾の説明を参酌すると、本条の成立の理

由がうかがえる。例えば、核損害賠償法は核設備経営者の無過失損害の賠償の原則を確立し、主な目的として第三者に対して加えられた損害の賠償などがある。上述の条文が列記するところの被害の客体とは概して核設備経営者にある為。したがって、明文にて、本法の損害賠償範囲以外に置かなければならない。そのため我が国の核損害賠償法が本条文において、明らかに「核施設経営者」という文字を設けていないが解釈上、肯定の立場を持つべきである。さもないければ、本条文に解釈上の疑いが生じかねない。この他、本条文の中で適用上解釈困難な問題がなお一つあるが、これは即ち本条文の所謂「従うべき其の他の法律」に規定される損害賠償責任である。この意義とは一体何を指すのか？この点についてはどちらの条約にもまだはっきりと指摘されていない。理論上では既に明らかにされ又事実上この特別法を適用するに足ることが確定的で、本法第2条第2項「本法に規定されていない場合は民法及びその他の法律の規定に従う」の適用を排除することができる。これに反し、現在は本法は未だ明らかな指摘をしておらず、又特別な規定も存在していない時、本項の規定を適用する余地があるということになり、言葉を換えればやはり民法の適用に回帰することになる。

(2) 損害賠償の請求権

核事故によって核損害が発生した場合、そこで発生する法律の効果は一般の不法行為に対する場合と同じく、ただ損害賠償の請求があるのみである。しかし核事故によって発生する核損害賠償は性質上一般的不法行為によって発生する場合とは甚だ異なるので、本法はこれについて若干特別な規定が設けられている。ここでそれを分類して説明する。

損害賠償の請求権が消滅する時効に関しては、本法第27条の規定に「核損害の賠償請求権は請求権者が損害のあること及び賠償する義務者を知った時から3年間のうちに行使されない場合はその権利は消滅する。核事故発生時より10年を越えた場合においてもまた同じ」とある。第28条には「第12条に基づき賠償を請求することに関して、その請求権が損害のあること及び賠償する義務者を知った時から3年以内に行使しなければ消滅する。窃盗、遺失又は抛棄した

時から20年を超えた場合においても同じ」とある⁽²⁵⁾。不法行為に関する損害賠償の請求権の消滅時効は本来民法第197条により明文が設けられてある。本法では既に別に規定を設けたため、民法規定の適用は排除される。しかし、後者はその特異な点を除いてその他については共通の概念を持つ。例えば消滅時効の起算点の「損害及び賠償請求の相手を知る」等の認識は、一般の不法行為に対する法の適用と何ら差異は無い。比較的問題なのは第28条の長期消滅時効の規定であるが、本条にて消滅時効を長期に延期する理由としては、核設備経営者の損害賠償責任を加重することに関係する。しかし、あらゆる核原料の窃盗、遺失及び抛棄についてはすべて諸々の核設備経営者の過失と断定され、いわんや本条の期間の計算は第27条の長期消滅時効の期間と関連しており、又、解釈上の困難を引き起こす。このため、その存在は結局のところ本条文の存否については、疑いの余地が無い。

この他、第29条には、「核損害の被害者は前2条の定める期間に賠償者にこれを請求する場合において訴訟の進行中に期限が切れたとしても続けて損害の訴訟を行うことができるが、第2審口頭弁論が終わるまでを期限とする」と規定されている。本条はウィーン条約の第6条第4項の明文を受け継いでおり法の解釈上一般の不法行為は発生後続けて損害した場合、被害者は時効前に提起した訴訟中に訴訟の追加及び変更が許されるが、本法もこの明文にならい、更に強い拘束力を持つ。

前述したとおり、核損害の侵権事実は一般の侵権行為と甚しく異なる事実表現があるために、例えば核損害は一旦発生すればその損害の範囲は甚だ悲惨であり、被害者が多数出るばかりでなく被害の範囲は大変広範にわたるので、迅速に、順序だてて解決しなければならない。よって当然特別な行政行程若しくは司法機関による専門的方法で処理してゆかなければならない。この時、この行政行程は準司法の機能を備えているか、又法院に起訴し権利を主張する様な時に集団訴訟制度はきちんと許されるか否かさらに諸々の異なる審判籍は必要な成立専断法廷がいるか否か等、すべてが重要な問題であるが、未だ本法には内容が明示されていない。本法の内容が修正される際には、これらについて別

に検討し追加されねばならない。

(3) 核損害賠償の国家における地位

核損害が一旦発生すると、確かに国家によって核設備経営者に対し予算の援助がくまれ、又被害者に対しては核損害賠償の限度額以外の損害補填がある。国家の公共需要にあてるという立場から言えば、はずれているところがあるが、核エネルギーの平和利用は現代の商工業国家がその実現を強く要求する一つの政策であるから、故に誠に多くの国家が核の損害賠償法を有し、その中で核損害の発生時には積極的にその損害に対し補填すると明定してある。この角度から見ると我が国の核の損害賠償法は国家に対して当然の義務を未だ課していないと言えよう。

現行の核損害賠償法の規定によると、国家に核損害が発生した後は相当する行政措置をとらねばならないが、第32条及び第33条の二つの条文があるのみで、そのうち第32条には「原子力の主管機関は核事故が発生した後に、調査評議会を設けなければならない。その組織は原子力の主管機関によって取り決められるものとする。」と規定されている。本条の規定によれば現在既に「行政院原子力委員会核事故調査評議委員会設備規則」が公布、実施されている。この規則の第6条は核損害発生以後の善後措置の処理規定⁽²⁸⁾に属しているが、しかしこの中で核損害に対する積極的な補填従事に関する明文は無く、反対にこの本法第14条の規定事項の配合方面に積極的意義を有している。

本法第33条には「政府は核事故により重大な災害が発生したとき、必要な救済及び善後措置を講じなければならない」とあるが、この中で使用されている文字はかなり曖昧である。所謂「重大な災害」及び「必要な措置」などどちらも明確な概念からはずれている。しかしながら、核損害で起こり得る予期不可能な悲惨さにかんがみると、やっきになって求められているのは善後措置を完全にすることであり、上述の二つの概念の認識はむしろ厳格な論断の必要がある。言葉を換えて言うならば所謂重大な災害とは、その事故が社会の恐怖と不安をまねくものでありさえすればこれに該当するのである。そして所謂必要な措置とは、原子力及びその周辺の科学、技術を指ししめすもので、不安と損害

を消滅させることが適当かつ必要なのであろう。しかしながら政府に本条が規定する必要な救済と善後措置を採決させることは、社会の安定という立場にたっているにすぎず、社会秩序を回復する措置にすぎない。又被害者個人の現実の損害補填がいきとどいていないため、核設備の経営者は国家に対し本法のいうところの支払いを行い、返還の義務は負わないことになる⁽²⁷⁾。

Ⅲ 結びにかえて — 本法の改正

我が国の核賠償法は1971年に公布及び実施されて以来、今日迄で21年になるが、その中でわずか1977年に第27条の時効の長期消滅が「10年延期」から「15年延期」と改正されたほかその他はすべてもとのままである⁽²⁸⁾。しかし、前に述べて来たように我が国でここ20余年来、すべての社会構造が農業社会から商工業社会へと移りかわったということもここに影響している。国民所得が大幅に上昇したばかりでなく、国民の権利意識もまた相対的にレベルアップした。が、核エネルギーに対する受け入れ度についてはその安全性への懸念から科学技術が完全に解明されるまでは、自然とこの受け入れ意識のレベルアップは期待できない。よって、核エネルギーに対する依頼度は日増しに深まる傾向にあるが、核エネルギーの安全の予防及び安全に対し問題が発生して以後、損害の排除及び救済上の要求が相対して強まった。いわんや、現行の核賠償法自体がその構成において（私が）先に述べた様にその疑義をぬぐいさることができないのである。よって現行の核賠償法に対する要求として当然ながら修正の声が必要かつ強化されるべきで、又これは実際よく耳にすることである。これについて政府は1990年1月に学術機関に委託し本法の全面修正の研究作業を行っている。1年の努力の結果、最初の修正案は既に完成されており、現行法の34条文のうち計22個の条文が修正を加えられ、その他にそれぞれ1条が増減している。この修正の度合は大幅に行なわれるといわなければならない。この中で最大の修正は第23条の賠償最高額である。現在の2億1千萬元の台湾ドルが42億の台湾ドルに引きあげることである。又、この他、損害の完全な補填に到達する為に第26条をも修正し、国家はわずかに第23条の最高限度額の義務を負うのみだったが、新限度額（新台幣42億元）から60億元新台幣までに引き上げ核設備を経営するに適さない経営者に対し損害賠償額の負担をさらに重くする。修正草案は目下、行政院

にて審議されている段階であるが、立法院に送られ審議手続までまだ時間がかかると思う。しかしながら草案は既に提出されており、則ち修正案が通る可能性も既にそう現実とかけ離れたものではなく、且つ強く期待されるところであるといえよう。

(注)

- (1) これに関しては、アメリカ原子力委員会 (Atomic Energy Commision)が、原子力平和利用の「電力反応器発展計画」 (Power-Reactor Development Program)を提出した。他に、日本国会は1954年、「国際における原子力管理」を決議した。
- (2) 経済協力開発機構 (O E C D) が、1990年、発表した資料によると、世界中で原子炉又は原子力発電装置を持っている国は33カ国で、その中に、オーストラリア、チリ、デンマーク、インドネシア、マレーシア、ノルウェー、フィリピン (建設中)、ルーマニア等の国を除き、原子力発電装置を持っている国である。その総運転装置は、もう 400基を超えている。(Nuclear Legislation-Third Party Liability, 1990, Nuclear Energy Agency, OECD)
- (3) 現行の原子力法が1回修正されたが、その中の一条文のみ修正された (第3条)。「近年来、我が国における経済の快速的な成長、社会構造の急激変化、及び原子力の平和的利用が普及しつつあるなどを鑑み、原子力運用の範囲の拡大に應ずるため、核設備の安全の改善、遊離輻射の防備及び放射性物質の管制などの事項が首要の事になる」。そのため、一昨年から現行法の改正作業が行われ始めた。現在改正案 (稿) がすでに立法院 (国会にあたる) の審議に入った。改正草案と現行法と比べると、修正条文51条、増加条文65条、刪補条文11条、凡そ 109条を、8章で納められている。
- (4) 前述したO E C Dによって出版された「第三者責任」書物の中に挙げた諸国は、すべて核事故による損害賠償を規定する法律を発款した。その中のベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、オランダ、南アフリカ、スペイン及びアメリカ等の国は、別に原子力船舶による損害賠償の規定を設けている。
- (5) 1971年、我が国は国連及びそのすべての付属組織から脱退したため、当該条約は我が国の国会によって可決されなかった。
- (6) 科学技術庁原子力局監修、原子力損害賠償制度、通商産業研究社、1980年第

1 版，21ページ参照。

- (7) 我が国の法律体系から言うと，不法行為の分野に，無過失特別立法を採用する場合は，あまり見られない。礦害，公害及び一般自動車交通事故等に対し過失責任を取り入れる。航空事故については，民用航空法第67条の規定によると，無過失責任の条文になるが，汽車，電車事故について，鉄道法第62条の規定に基づき，無過失で人を死亡させたり，傷害させたりした，又は財産損失を生じた場合，斟酌し，慰謝料又は医療補助金のみを給付する。
- (8) 核損害は，核施設事業者が責任を負うべきだが，核施設事業者が，本法の規定による損害賠償は，核損害だけでなく，非核事故により生じた核損害及び非核損害も，特定条件の前提に基づき（例えば，第19条の規定）その責任を負わねばならない。
- (9) 但書を削除した理由は「文字難渋，意味不明確」（立法院公報第60巻第47期院会記録17ページ）。
- (10) 現在あるすべての原子力に関しての法規を調べたが，どの核施設が，政府の指定又は批准を通さねばならないかを定めた明文を見付けなかった。原子力法第5条第2項は，「個人的に原子力研究及び事業機構を設立するとき，原子力委員会の批准を得なければならない」と定めるしかない。
- (11) 例えば，第10条の規定に，「生産，使用，貯蔵の核物質が一定の限量で，重大な核損害を生じる恐れがないかを定めた場合，本法の規定を適用しない。なお，その限量は，原子力主管機関が定める」とある。第11条第2項の規定に，「本法第3条の但書の規定に，製造完成した放射性同位素が，科学，医療，農業，商業又は工業用途に使用する場合，その損害賠償責任については，他の法律の規定に従う」とある。そして第20条の規定では，「核施設事業者は，左記にある各項の核損害に対し賠償責任を負わねばならない場合，他に法律を規定すべき，即ち，1.核施設又はその場所において当該核施設に使われ若しくは予備として使われる財産。2.核事故が発生したとき，当該事故を起した核物質を運送する手段」である。
- (12) 第13条第1項の規定に，「核事故は，核施設の核物質により生じ，かつ，左

記に述べた状況の一に該当する場合において、原事業者が、生じた核損害を、賠償する責めに任ずるべきものとする。1.その賠償責任は、まだ書面契約により他の核施設の事業者が、引き受けていない場合。2.書面契約がない。その核物質は、まだ他の核施設事業者によって引き続き管理されていない場合」。

- (13) 日本「原子力損害の賠償に関する法律」第1, 第2条を参照する。
- (14) 本条の立法原始資料を参照した上、本条はウィーン条約第1条第1項(1)を引き継いだことが分る。
- (15) 本条の規定によると、我が国の核損害賠償法は、実際に原子力動力船舶又は飛行機の適用を排除する。この点は、本文の注4に挙げた諸国の核損害賠償法が、原子力動力船舶又は飛行機に適用する場合と異なっている。
- (16) この金額は、注1に挙げた原子炉又は原子力発電装置を持っている、かつ核損害賠償法を公布実施した33カ国の中で、第14位に当る。
- (17) 日本「原子力損害の賠償に関する法律」第6条を参照。
- (18) 原文は、(a) No liability under this Convention shall attach to an operator for nuclear damage caused by a nuclear incident directly due to an act of armed conflict, hostilities, civil war or insurrection.

(b) Except in so far as the law of the Installation State may provide to the Contrary, the operator shall not be liable for nuclear damage caused by a nuclear incident directly due to a grave natural disaster of an exceptional character.
- (19) ウィーン条約第4条第2項の規定に、「核事業運転人は、核損害の全部又は一部分が、被害者の重大な過失、又は故意の作為あるいは故意の不作为 (An act or omission of such person done with intent) によることを証明できる場合、告訴を受ける裁判所は法律上の明文を前提にして、全部又は一部分の賠償義務を免除することができる」とある。
- (20) パリ条約第6条(f)項(i)款の規定では、「核事故により生じた損害は、故意の

作為あるいは不作為によるものとすれば、核施設運転人は、当該故意の作為又は不作為の個人に求償権を有する。

② 現実に損害賠償の範囲に関しては、相当な因果関係理論及び財産上の損害及び慰謝料の請求によって論じるべきである。核賠法では他に明文化されたものがないため、民法第 210条及び第 193条から第 196条が適用するのは、当然なことである。

③ 現行法第19条は、ウィーン条約第 4 条第 4 款の全文をそのまま移植（写して）してきたが、本文においては前に言及したように、立法院が本条を審議したとき、原草案本条の但書を削除したその但書（注 9 を参照）も、ウィーン条約に定めてあるものである。

④ これに対して、パリ条約第 3 条(a)項にも明文を設けてある。但し、当該規定の内容はウィーン条約のと、やや相違点がある。即ち、当該本条の規定では、核施設の運転人は、本条約に基づき、下記の事実に対し責任を負うべきである。(1)人に生命の損害又は喪失を起した場合、(2)第三者に属し、下記以外のいずれの財産により生じた損失又は喪失、その一は、核施設自体、及び核施設のサイトに存在するその他の核施設、その二は当該施設に使用されるか、又は使用されるべきその他の財産。

⑤ 本条立法理由の第 2 点に、「核損害賠償は、第三者の損害賠償に重点を置く。核事故を起した核施設そのもの及び現場にある財産及び核物質を運送する工具は、核損害だが、本法に適用しない」（立法院公報第 60 巻第 47 期院会記録第 40 ページ）。

⑥ 核損害賠償請求権が消滅するときの特別な規定に関しては、パリ及びウィーン両条約に、一般核損害賠償、及び核物質が紛失、窃盗、抛棄により生じた核損害賠償等、場合によって、期限に対しての規定も異なっている。この影響を受けて、少数の立法例を除き、例えば、ドイツ、フランス、スイス、日本、韓国、カナダ諸国以外、この立法例を倣って規定する。但し、条約を倣って成立した立法例は、お互いに時効に関する長短も異なっている。一般核損害の短期時効は三年だが、長期時効については、必ずしも一致していない

い。最も多いのは10年、30年のものもあり（ドイツ、イギリス）、スペイン、日本は20年、フランスは15年。紛失、窃盗又は抛棄により成立した核損害賠償請求権の特別時効に関して規定を設けたのは、時効の時間制限はほとんど20年。但し、スペイン及びスイスの立法例を出してみると、前者は、一般時効の規定では、即時発生の損害は10年、喚発の損害は20年。スイスの立法例では、30年以上を超えた喚発性損害に対し、国が賠償すべきと規定している。

26 当該規則第6条の規定に、本委員会の役目は左記の通りである。1.核事故の原因を調査する。2.核損害を評価する。3.核損害賠償を調解する。4.核施設及びその従業員の処罰を論議し批准する。5.救済及び善後措置を提議する。6.核施設安全防備の改善を提案する。

27 本条の立法理由に、各国の核損害賠償法規の中で、政府が採用すべき措置を定めている。が、事業者の賠償限額を高く規定すれば、事業の発展を促進するのに役に立たない、低すぎると、被害者の權益を保護するのにさしつかえがある。両者の立場を兼ねて考えれば、政府が当該事業に手を貸すしかない。本条の規定は、政府が救済及び善後措置を採用するとき、法律上根拠を提供する。一方、核施設事業者が、政府の支援により安心を感じる。

28 第27条の長期消滅する時の期間に関しては、1970年、行政院より立法院へ送って審議した原草案は、ウィーン条約に定めてある10年に従った。但し、立法は審議を進行したとき、核損害の潜伏期が往々にして長いため、これを考慮し、10年という期間はやや短かい。又、民法第125条にある15年という長期消滅時効の規定に合わせるため、立法院で決議されるとき、15年に改めた。但し、この改正は、1977年に、修正によりもとに戻った。

近 隣 諸 国 の 原 子 力 損 害 賠 償 制 度

— 原 子 力 責 任 班 報 告 書 別 冊 —

発 行 日本エネルギー法研究所

〒105 東京都港区虎の門4-1-21
葺手第二ビル4F

TEL 03-3434-7701(代)
